

平成16年 第1回(臨時)吉 岐 市 議 会 会 議 録(第2日)

平成16年3月9日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成16年3月9日 午前10時05分開議

- 日程第1 承認第1号 吉岐市役所の位置を求める条例ほか234件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 平成15年度吉岐市一般会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 平成15年度吉岐市国民健康保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 平成15年度吉岐市老人保健特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 平成15年度吉岐市介護保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 平成15年度吉岐市簡易水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第7 承認第7号 平成15年度吉岐市下水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第8 承認第8号 平成15年度吉岐市漁業集落排水事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第9 承認第9号 平成15年度吉岐市老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第10 承認第10号 平成15年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第11 承認第11号 平成15年度吉岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第12 承認第12号 平成15年度吉岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第13 承認第13号 平成15年度吉岐市三島航路事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

- 日程第14 承認第14号 平成15年度吉崎市農業機械銀行特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第15 承認第15号 平成15年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第16 承認第16号 平成15年度吉崎市病院事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第17 承認第17号 平成15年度吉崎市水道事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第18 承認第18号 町の新設についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第19 承認第19号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第20 承認第20号 長崎県市町村総合事務組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第21 承認第21号 長崎県離島医療圏組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第22 承認第22号 公平委員会の事務の委託についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第23 承認第23号 指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第24 議案審議（質疑・討論・採決）
- 承認第1号 吉崎市役所の位置を求める条例ほか234件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第2号 平成15年度吉崎市一般会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第3号 平成15年度吉崎市国民健康保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第4号 平成15年度吉崎市老人保健特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第5号 平成15年度吉崎市介護保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第6号 平成15年度吉崎市簡易水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

- 承認第7号 平成15年度吉岐市下水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第8号 平成15年度吉岐市漁業集落排水事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第9号 平成15年度吉岐市老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第10号 平成15年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第11号 平成15年度吉岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第12号 平成15年度吉岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第13号 平成15年度吉岐市三島航路事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第14号 平成15年度吉岐市農業機械銀行特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第15号 平成15年度吉岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第16号 平成15年度吉岐市病院事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第17号 平成15年度吉岐市水道事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第18号 町の新設についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第19号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第20号 長崎県市町村総合事務組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第21号 長崎県離島医療圏組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第22号 公平委員会の事務の委託についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第23号 指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めること

について

日程第25 議会閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 吉岐市役所の位置を求める条例ほか234件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 平成15年度吉岐市一般会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 平成15年度吉岐市国民健康保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 平成15年度吉岐市老人保健特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 平成15年度吉岐市介護保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 平成15年度吉岐市簡易水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第7 承認第7号 平成15年度吉岐市下水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第8 承認第8号 平成15年度吉岐市漁業集落排水事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第9 承認第9号 平成15年度吉岐市老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第10 承認第10号 平成15年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第11 承認第11号 平成15年度吉岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第12 承認第12号 平成15年度吉岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第13 承認第13号 平成15年度吉岐市三島航路事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第14 承認第14号 平成15年度吉岐市農業機械銀行特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

- 日程第15 承認第15号 平成15年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第16 承認第16号 平成15年度吉崎市病院事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第17 承認第17号 平成15年度吉崎市水道事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第18 承認第18号 町の新設についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第19 承認第19号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第20 承認第20号 長崎県市町村総合事務組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第21 承認第21号 長崎県離島医療圏組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第22 承認第22号 公平委員会の事務の委託についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第23 承認第23号 指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第24 議案審議（質疑・討論・採決）
- 承認第1号 吉崎市役所の位置を求める条例ほか234件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第2号 平成15年度吉崎市一般会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第3号 平成15年度吉崎市国民健康保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第4号 平成15年度吉崎市老人保健特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第5号 平成15年度吉崎市介護保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第6号 平成15年度吉崎市簡易水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第7号 平成15年度吉崎市下水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

- 承認第8号 平成15年度吉岐市漁業集落排水事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第9号 平成15年度吉岐市老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第10号 平成15年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第11号 平成15年度吉岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第12号 平成15年度吉岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第13号 平成15年度吉岐市三島航路事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第14号 平成15年度吉岐市農業機械銀行特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第15号 平成15年度吉岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第16号 平成15年度吉岐市病院事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第17号 平成15年度吉岐市水道事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第18号 町の新設についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第19号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第20号 長崎県市町村総合事務組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第21号 長崎県離島医療圏組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第22号 公平委員会の事務の委託についての専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 承認第23号 指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第25 議会閉会中の継続調査の件

出席議員（61名）

1番	菊田 光孝君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	今西 徹也君
7番	平尾 典子君	8番	町田 正一君
9番	今西 菊乃君	10番	市山 和幸君
11番	田原 輝男君	12番	長島 清和君
13番	山下 澄夫君	14番	豊坂 敏文君
15番	富田 邦博君	16番	山下 正業君
17番	立石 和生君	18番	坂口健好志君
19番	中村出征雄君	20番	橋本 早苗君
21番	立川 省司君	22番	鵜瀬 和博君
23番	中田 恭一君	24番	東谷 伸君
25番	馬場 忠裕君	26番	久間 進君
27番	小園 寛昭君	28番	眞弓 倉夫君
29番	大久保洪昭君	30番	山内 道夫君
31番	江川 漣君	32番	西村 勝人君
33番	大浦 利貞君	34番	榊原 伸君
35番	長岡 末大君	36番	酒井 昇君
37番	久間 初子君	38番	浦瀬 繁博君
39番	末永 浩君	40番	倉元 強弘君
41番	横山 重光君	43番	平畑 光君
44番	吉田 寛君	45番	吉富 忠臣君
46番	佐野 寛和君	47番	安川 芳一君
48番	永田 實君	49番	森山 是蔵君
50番	山川 峯男君	51番	近藤 団一君
52番	牧永 護君	53番	品川 洋毅君
54番	長山 茂彌君	55番	川谷 力雄君
56番	赤木 英機君	57番	中村 瞳君
58番	入江 忠幸君	59番	立石 一郎君
60番	原田 武士君	61番	深見 忠生君

62番 瀬戸口和幸君

欠席議員（1名）

42番 川添 隆君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君 事務局主事 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君 事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長職務執行者	山口 銀矢君	収入役職務代理者	浦川 信久君
教育長	高田 國行君	総務部長	澤木 満義君
市民生活部長	布川 昌敏君	産業経済部長	末永 榮幸君
建設部長	白川 武春君	消防本部消防長	山川 明君
郷ノ浦支所長	吉永 正司君	勝本支所長	園田 省三君
芦辺支所長	立石 勝治君	石田支所長	喜多 丈美君
教育次長	鳥巢 修君	総務課長	米本 実君
企画課長	山本 善勝君			
合併プロジェクト室長				堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	（ 欠 席 ）	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	山内 義夫君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	水道課長	松本 徳博君
農業委員会事務局長	...	市山 保信君	病院管理課長	上川 孝一君
公立病院事務長	竹下 立喜君			
かたばる病院事務長代行				前田 正博君
教育総務課長	吉富 一敬君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	殿川 正孝君			

午前10時05分開議

議長（瀬戸口和幸君） 会議に入る前に、あらかじめ紹介いたします。本日、市長部局から議案説明のため関係部課長の出席をお願いいたしております。初めての方もおられると思いますので、説明員の方々の自己紹介をお願いします。どうぞ。総務部長。

総務部長（澤木 満義君） それでは、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

まず、前列の皆さん方から向かって右側から御説明申し上げます。市長職務執行者、山口銀矢でございます。市民生活部長、布川昌敏でございます。産業経済部長、末永榮幸でございます。建設部長、白川武春です。教育次長、鳥巢修です。左側にまいりまして、教育長、高田國行です。郷ノ浦支所長、吉永正司です。勝本支所長、園田省三です。芦辺支所長、立石勝治です。石田支所長、喜多丈美です。消防長、山川明です。2列目の右側から紹介いたします。収入役職務代理者、浦川信久です。総務課長、米本実です。企画課長、山本善勝です。合併プロジェクト室長、堤賢治です。情報管理課長、大浦栄治です。財政課長、久田賢一です。左側にまいります。税務課長、浦哲郎です。市民福祉課長、川畑文隆です。保護課長の高下莞司は欠席をいたしております。次に、健康保健課長、小山田省三です。環境衛生課長、榊崎精司です。農林課長、山内義夫です。後列にまいります。水産課長、今村光一です。観光商工課長、西村善明です。土木課長、長山栄です。水道課長、松本徳博です。農業委員会事務局長、市山保信です。左側にまいります。病院管理課長、上川孝一です。公立病院事務長、竹下立喜です。かたばる病院事務長代行、前田正博です。教育総務課長、吉富一敬です。生涯学習課長、目良強です。文化財課長、殿川正孝です。私、総務部長の澤木でございます。よろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） 本日、報道取材のため、壱岐正論社ほか3社より、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。御了承願います。

ただいま出席議員は61名です。川添議員から欠席の届け出がっております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．承認第1号

日程第2．承認第2号

日程第3．承認第3号

日程第4．承認第4号

日程第5．承認第5号

日程第6．承認第6号

日程第7．承認第7号

日程第8．承認第8号

日程第9．承認第9号

日程第10．承認第10号

日程第11．承認第11号

日程第12．承認第12号

日程第13．承認第13号

日程第14．承認第14号

日程第15．承認第15号

日程第16．承認第16号

日程第17．承認第17号

日程第18．承認第18号

日程第19．承認第19号

日程第20．承認第20号

日程第21．承認第21号

日程第22．承認第22号

日程第23．承認第23号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、承認第1号壱岐市役所の位置を定める条例ほか234件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第23、承認第23号指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを上程し議題といたします。

議会招集のごあいさつとあわせ、ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。壱岐市長職務執行者。

市長職務執行者（山口 銀矢君） 皆さん、おはようございます。本日は、歴史的な壱岐市誕生後、初臨時議会を招集をいたしましたところ、議員各位には御多忙中にもかかわらず御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

3月1日の壱岐市役所開庁式には、早朝より御出席をいただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、無事壱岐市がスタートを切ることができました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ごあいさつを申し上げます前に、昨日の市議会議長、副議長の選挙におきまして、初代壱岐市議会議長に瀬戸口和幸様、そして副議長に深見忠生様が御就任なされたわけで、まことにおめでとうございます。また、常任委員会等のそれぞれの委員長、副委員長に御就任されました方々に

おかれましても、おめでとうございます。これからの御活躍を御期待申し上げる次第でございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

また、3月1日に開催をされました行政委員会におきましても、教育委員会の暫定の教育委員長に川原忠雄氏、教育長に、先ほど紹介がありました高田國行氏が選任をされ、就任をいたしております。また、選挙管理委員会も開催をされまして、暫定の委員長に福田達氏が就任をされております。その後、引き続いて市長選挙の期日等の協議がなされ、4月11日に告示、4月18日、投票が行われるように決定をされました。また、固定資産評価審査委員会委員長には折田芳紘氏が就任をされております。それぞれに順調な滑り出しをいたしておりますので、御報告をいたしておきます。

それでは、本日、壱岐市誕生後、最初の議会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、4町合併に際しまして、議会選出の協議会委員を初めとし、さまざまな機会を通じて数多くの御指導、御助言をいただきました。また、合併そのものが議員各位の御賛同がなければ実現できなかったものであり、短期間に合併を成立させた皆様方の御英断と御努力に対し、改めて心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

3月1日の壱岐市役所の開庁式でも申し上げましたが、壱岐市誕生は対馬と並んで県内最初の合併であり、壱岐市のこれからのまちづくりは、多くの方々の注目の中にあるわけでございます。私に課せられた責務は、これまでの各4町のまちづくりから1つのまちづくりにスムーズに移行をし、壱岐市の市政運営が市民の期待にこたえられますよう、その第一歩を誤りなく踏み出すことであります。そのためにも、市の執行部と議会が健全な関係を保ち、お互いに協力をしあい、かつ切磋琢磨をし、市民の幸せを最大の目標といたしますとともに、常に車の両輪となって市政運営に当たることが肝要であろうかと存じます。

本日、議会と執行部の両輪が軌道に乗り、今まさに動き出しました。市長職務執行者として、新市長の誕生までの間、任された職務の重大さを認識をいたし、最大限の努力をしてみたいです。皆様の御協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

3月1日から即日施行しなければならない条例など専決処分を行った案件の御承認をいただく議会に当たり、今日の日を迎えられたことに議員各位に深く感謝申し上げ、あいさつといたします。

それでは、承認第1号壱岐市役所の位置に関する条例のほか234件の条例制定について専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、壱岐市の設置に伴い、行政を運営する上において空白期間の許されない壱岐市役所の位置に関する条例ほか234件の条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき

専決処分をしたものでございます。

専決処分しました条例は、地方自治法及び市町村の合併に関する特例法に基づき設置された合併協議会及び旧4町間で協議が整った事項について条例化を図ったものでございます。

それでは、この条例の概要説明を所管ごとに担当部長、課長に説明をいたさせますが、出入りに時間を要しますので自席の方から説明をいたさせますので、御了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で、ごあいさつを終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） まず、総務部から御説明をさせていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。条例第1号、壱岐市役所の位置を定める条例について。地方自治法第4条の規定によりまして、事務所の位置を定めることとなっております。合併協定書に基づき位置を定めております。

2ページをお開き願いたいと思います。非常に写りが悪いかと思いますが、右下の方にページを打っております。マイクの都合で座らせていただきます。2ページ、おわかりでしょうか。条例第2号、壱岐市の休日を守る条例について。日曜日及び土曜日、それから国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始は執務を原則行わない日と定めております。旧4町、広域とも、基本的には一致をいたしております。以上が条例第2号の説明でございます。

3ページをお開きください。条例第3号、壱岐市公告式条例についてでございます。条例等を公布する場合の要領等を定めた公告式は、地方自治法第16条第4項第5号の規定に基づくものでございまして、公布場所は本庁と4支所の計5カ所といたしております。

6ページをお開きください。条例第4号、壱岐市議会定例会条例について。地方自治法第102条第2項の規定による、上限の年4回といたしております。以上でございます。

7ページをお開き願いたいと思います。条例第5号、壱岐市行政組織条例について。この条例は、地方自治法158条第7項の規定に基づきまして、市長の権限に属する事務を分掌させるため、総務部、市民生活部、産業経済部、建設部、病院管理部の5部の組織として設置をいたしまして、それぞれの部の事務分掌を定めたものでございます。この条例の施行についての具体的な事項は、壱岐市組織規則に定めてまいります。消防本部は別に条を起こしております。以上が条例第5号の関係でございます。

9ページをお開き願いたいと思います。条例第6号、壱岐市支所及び出張所設置条例について。地方自治法第155条第1項の規定に基づきまして、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所、出張所を設置をいたします。旧4町役場をそれぞれ支所とし、4課を設けております。旧勝本町の湯ノ本支所、旧芦辺町的那賀出張所、箱崎出張所の3カ所を出張所として、旧4町の区

域を所管する総合的な行政サービスを提供する行政機関として位置づけたものでございます。旧郷ノ浦町の事務所につきましては、別に行政組織規則の中で定めております。

11ページをお開きください。条例第7号、壱岐市行政改革推進委員会条例についてでございます。効率的な市政の実現を推進するため置くものでございますが、これまで旧4町、広域にそれぞれございましたので、ほぼ内容も同じでございます。今までどおりで定めております。

12ページをお開きください。条例第8号、政治倫理の確立のための壱岐市長の資産等の公開に関する条例について。政治倫理の確立のため、国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づきまして、市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めております。準則をベースに作成しております。

15ページをお開きください。条例第9号、壱岐市行政手続条例について。行政手続法の趣旨にのっとりまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、旧4町とも定めておりましたので、行政手続法に準じて作成をいたしております。

28ページをお開きください。条例第10号、壱岐市情報公開条例について。住民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために設けるものでございます。旧4町の例により作成をいたしました。これに伴い、当然個人情報保護条例の整備も必要となってまいりますけれども、15年3月に個人情報保護条例が閣議決定はされておりますけれども、法律自体は来年の4月に施行予定でございますので、それを待って整備をいたしたく思っております。ほかの自治体も法律に基づくものはできていない状況でございます。今まで旧郷ノ浦町、勝本町、それから町村組合には、電算に関する個人情報の保護の規則はあったところでございますので、その分は規則で定めておるところでございます。

総務部はとりあえず以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 39ページをお開き願います。条例第11号、壱岐市印鑑条例。この条例につきましては、印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めたものでございます。芦辺町の例により作成をしたものでございます。

41ページをお開き願います。条例第12号、壱岐市認可地縁団体印鑑条例。この条例につきましては、本市に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、市長の認可を受けたものを認可地縁団体とするということにつきましては登録及び証明に関し必要な事項を定めたものでございます。これは、郷ノ浦町の例により作成をいたしました。

49ページをお開き願います。条例第13号、壱岐市船員法に基づく事務取扱いに関する条例。この条例につきましては、第1条の趣旨にございますように、船員法第104条の規定に基づき、

もろもろの関係法に基づく、本市において処理することとされた事務の取り扱いに関しまして必要な事項を定めたものでございます。市長の行う事務につきましては、第2条にあるとおりでございます。郷ノ浦町の例により作成し、窓口対応を行うものでございます。

以上でひとまず終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 51ページをお開きください。条例第14号、壱岐市防災会議条例についてでございますが、災害対策基本法に基づく防災会議の所掌事務及び組織について定めております。

53ページをお開きください。条例第15号、壱岐市災害対策本部条例。災害対策基本法に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を準則にのっとり定めております。

54ページをお開きください。条例第16号、壱岐市防災行政無線施設条例について。旧4町にごございました防災無線の設置条例を郷ノ浦町の例に倣い作成をいたしております。

57ページをお開きください。条例第17号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例についてでございます。戸別受信機を1世帯2基以上の設置を希望する者または市内に居住する住民登録外の者、また事業を営む者で設置希望者については、旧郷ノ浦町では1基当たり3万円の分担金を取っておりましたので、旧郷ノ浦町の例に倣い作成をいたしております。

59ページをお開きください。条例第18号、壱岐市交通指導員設置条例についてでございます。交通指導員の任命及び身分について必要な事項を定めております。指導員の定数は32名以内としております。

61ページをお開きください。条例第19号、壱岐市自動車駐車場条例についてでございます。旧4町と石田町に町営の駐車場がありましたので、両町の例規を考慮し作成をしております。使用料は合併前と同様となっております。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 64ページをお開きください。条例第20号、サンドーム壱岐条例でございますが、若者の定住と世代間に魅力のある交流の場の提供をする施設として設置するものでございます。旧勝本町の例によりまして、現行のとおりで提案をいたしております。加えて指定管理者制度の条文を追加をいたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 69ページをお開きください。条例第21号、壱岐市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例について。公職選挙法に基づくポスター掲示場につきまして、旧勝本町の例に倣い作成をいたしております。

70ページをお開きください。条例第22号、壱岐市固定資産評価審査委員会条例についてで

ございます。地方税法に基づきまして、固定資産評価審査委員会の手続、記録の保持、その他審査に関し必要な事項を定めるため、準則をベースに作成をいたしております。委員は4名でございます。

75ページをお開きください。条例第23号、吉崎市総合計画審議会条例についてでございます。市の総合計画に関し必要な事項を調査、審議するため審議회를置くこととなりますが、旧勝本町の例に倣い作成をいたしております。

次、77ページをお開きください。条例第24号、吉崎市職員定数条例についてでございます。ここでは一般職に属する常勤の職員の定数について定めておりますが、旧4町と、それから町村組合の職員定数に国立病院の医療に伴う職員数を加えまして、合計693名と定めております。

79ページをお開きください。条例第25号、吉崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてでございます。地方公務員法第28条の規定に基づき、勤務成績不良でございますとか、病気等で職員の意に反する降任、免職及び休職の手続、効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めております。旧郷ノ浦町及び石田町の例に倣い作成をいたしております。

81ページをお開きください。条例第26号、吉崎市職員の定年等に関する条例についてでございます。条例準則に倣い作成をしております。定年年齢は、これまでどおりでありました年齢といたしております。

83ページをお開きください。条例第27号、吉崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例についてでございます。地方公務員法に基づきまして、職員の懲戒の手続等に関する必要な事項を定めております。4町の例に倣い定めておるところでございます。

それから、85ページをお開きください。条例第28号、吉崎市職員の服務の宣誓に関する条例についてでございます。地方公務員法第31条に基づき、新たに職員になった者の宣誓について定めております。

88ページをお開きください。条例第29号、吉崎市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございます。地方公務員法第35条の規定に基づきまして、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めております。勝本町、石田町の例に倣い定めておるところでございます。

89ページをお開きください。条例第30号、吉崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてでございます。地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めております。郷ノ浦町の例に倣い定めております。

96ページをお開きください。条例第31号、吉崎市職員の育児休業等に関する条例について。地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めております。旧4町、広域に相違点はございませんので、そのとおりといたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 病院管理課長。

病院管理課長（上川 孝一君） 条例第32号でございますけれども、壱岐公立病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例でございますけれども、広域圏の条例へかたばる病院を追加いたしておりますが、病院の職員に貸与する宿舍の設置並びに維持及び管理に関する基本事項を定めております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 103ページをお開きください。条例第33号、職員団体のための壱岐市職員の行為の制限の特例に関する条例。地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づきまして、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、また活動することができる場合を定めております。旧4町同じでございましたので、同様といたしております。

104ページをお開きください。条例第34号、壱岐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例についてでございます。地方自治法第203条第5項の規定に基づきまして、議員の報酬、費用弁償及び旅費等について定めております。報酬の額は、報酬審議会の答申に基づき、合併前の4町の議員報酬の低いところに合わせておりますが、答申の最後には、議員の在任特例の期間を考慮し結論を出したものであり、その後において改めて検討を加えられることを希望するという附帯意見がつけられております。合併協議会に報告した後におきまして、議会運営委員長の報酬について、常任委員長と同額といたしまして新たに加えております。そのほか、費用弁償、期末手当について定めております。

109ページをお開きください。条例第35号、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についてでございます。地方自治法第203条第5号の規定に基づきまして、議員を除く非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の支給について定めております。

115ページをお開きください。条例第36号、壱岐市証人等に対する実費弁償に関する条例についてでございます。議会の委員会等に参考人等として出頭した者に対する費用弁償について定めております。勝本町の例に倣い定めておるところでございます。

118ページをお開きください。条例第37号、壱岐市特別職報酬等審議会条例についてでございます。議員の報酬並びに市長等の給料の額に関する条例を議会に提出する場合には、審議会の意見を聞くことになっておりますので、そのことについて4町の例に倣い作成をいたしております。委員の数は8名以内といたしております。

119ページをお開きください。条例第38号、壱岐市長、助役及び収入役の給与に関する条例についてでございます。給料の額は、報酬審議会の答申に基づきまして、合併前の4町の町長、

助役、収入役の低いところに合わせております。手当につきましては一般職の例によるものといたしておりますが、支給率については、6月期は職員は「100分の140」のところ「100分の160」に、それから12月期は「100分の160」のところを「100分の170」となっております。

120ページをお開きください。条例第39号、吉岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例についてでございます。市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例は、地方自治法第204条第3項の規定に基づきまして定めるものでございますが、給与及び旅費につきましては市長の例によるものといたしております。

121ページをお開きください。条例第40号、吉岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてでございます。教育長は一般職の地方公務員でございますが、地方公務員法特例法第17条第1項の規定によりまして、地方公務員法に定める給与、勤務時間等の規定が適用されませんので、同条第2項の規定に基づきまして、他の一般職に属する地方公務員とは別に、給与、勤務時間その他の勤務条件について本条例で定めるものでございます。給料の額は、報酬審議会の答申に基づきまして収入役と同額でございまして、手当等につきましても一緒でございます。教育長の勤務時間及びその他の勤務条件については一般職の例によるものと定めております。

122ページをお開きください。条例第41号、吉岐市職員の給与に関する条例についてでございます。一般職の給与に関する条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして定めるものでございます。職員の給与の適正化は、吉岐市の市政運営を展開するために必要不可欠な課題でございますが、特に今日の厳しい雇用、それから社会経済情勢の中では、人事院による勧告に基づき、民間との均衡はもとより、広く市民の方々の理解を得られるよう見直していく必要がございます。

一般職の適用給料表につきましては、県下の8市は8級以上で、町村の8割が8級制を導入をいたしております。また、全国の市の中でも8割以上が9級制を導入をいたしております。隣の対馬市も9級制の導入を検討されておりますけれども、吉岐市の場合は現行の7級制に抑えておるところでございます。4町の給与格差はないに等しい状況でございますけれども、ただ、旧町村組合とは多少の格差がございます。合併前の4町、それから町村組合の現給を保障をしながらも、職員間に不公平があってはならないわけでございますが、今後調整が必要となっております。

また、町村組合職員の給料につきましても、議会の方から早急な適正化を図るよう決議がなされておりました。これが改善に向け早急に取り組まなければならないということも思っております。

次に、県の機構改革に伴いまして、平成19年3月で県下の教育事務所は一斉廃止が打ち出されておりました、計画的に指導主事の配置要望がっております。吉野市教育委員会の場合、学校教育課長1名、それから指導主事4名の計5名は必要とされております。指導主事は教育指導の専門性を要することから、公立学校教員を配置をすることといたしまして、平成16年度から人件費は県費負担での派遣が2名、それから割愛人事の市費の負担が2名の計4名を配置の予定でございます。17年度も同数といたしまして、18年度からは県の派遣が2名、それから市の負担が3名の5名体制をとってまいりまして、19年度から5名全員が市で負担をするということになるわけでございます。

以上のようなことから、条例の中には割愛人事を願う教職員の給与の支給ができますよう、教育職給料表でありますとか、教職の調整手当、それから特殊勤務手当等の所要の整備をいたしております。また、58歳に達した職員は昇給停止というふうにいたしております。

それから、管理職手当につきましては、病院長が18%、それから部長職が15%、それから課長等は10%といたしております。そのほかはこれまでのとおりでございます。

151ページをお開き願いたいと思います。条例第42号、吉野市職員の特殊勤務手当に関する条例についてでございます。職員手当につきましては、合併当初から新市としての統一性を保つ必要性から特殊勤務手当等の見直しを行いまして、4町で内容、金額に差異があるもの、また時代にそぐわないもの等につきましては廃止を含め調整をいたしまして、職員組合とも合意を得ましたので条例化したところでございます。

156ページをお開きください。条例第43号、吉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例についてでございます。吉野公立病院、かたばる病院に勤務する現業職員の給与等について定めております。

159ページをお開きください。条例第44号、吉野市職員等の旅費に関する条例についてでございます。これは、旧4町及び町村組合の例により作成をいたしております。

175ページをお開きください。条例第45号、吉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例についてでございます。現行の4町の条例をベースに、地方自治法施行令第121条の2に規定する基準をもとに、市の場合は予定価格1億5,000万円以上の工事費の請負、財産の取得または処分 請負でございます。財産の処分または予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払いについては議会の議決を得なければならないとなっておりますので、それらについて条例で定めております。

176ページをお開きください。条例第46号、吉野市財政状況書の作成及び公表に関する条例についてでございます。地方自治法に規定する財政状況の公表に関する文書の内容及び公表時期等、必要な事項を定めております。

178ページをお開きください。条例第47号、吉岐市特別会計条例についてでございます。これまでの旧4町及び町村組合の特別会計に、かたばる病院併設の精神障害者地域支援センター事業特別会計、精神障害者福祉ホームB型事業特別会計を加えまして、合計13の特別会計となっております。

なお、地方公営企業法の適用のあるものにつきましては、特に条例で設置をする必要はないこととなっております。例えば病院事業でございますとか、上水道事業等でございます。これらは設置をいたしておりません。

179ページをお開きください。条例第48号、吉岐市税条例についてでございます。条例準則に倣い作成をいたしてしております。税率につきましては標準税率でございます。

277ページをお開きください。条例第56号ということで、吉岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例についてでございますが、本来ならば、条例第56号でございますから後の方で出てくるわけでございますけれども、ちょっと編集いたしますときにページが間違っておりまして、まことに申しわけございません。ページの都合で、ここで説明をさせていただきたいというふうに思います。説明が前後することをおわびいたします。市の公の施設のうち、長期的に、独占的に利用させるとき、または地方自治法96条第1項第11号の規定により、または廃止または長期的に利用させようとするときは244条の2の2項の規定によりまして、議会の議決を得なければならないとなっておりますので、その施設につきましてここで定めておるところでございます。

279ページをお開きください。条例第49号、吉岐市国民健康保険税条例についてでございます。準則に基づきまして作成をいたしてしております。3月分の税率は、それぞれ旧町の税率を適用いたします。基礎課税総額は旧町と同様の算定方式で、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の方式で算定課税を行いまして、納期は10期徴収で行います。また、新年度の税率は、医療費の動向と、それから所得の状況をかながみまして改めて決定をいたしたいと考えております。

290ページをお開きください。条例第50号、吉岐市税等の徴収等の特例に関する条例についてでございます。市税等の納付成績の向上と事務の合理化を図るために徴収の特例を設けることといたしてありまして、旧芦辺町の例に倣い必要な事項を定めております。

293ページをお開きください。条例第51号、吉岐市行政財産使用料条例についてでございます。地方自治法の規定による許可を受けて行政財産を使用する場合の使用料について必要な事項を定めております。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。なお、再開は10分後、ステージの時計で11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開いたします。

総務部長（澤木 満義君） 293ページをお開きください。条例第51号、壱岐市行政財産使用料条例についてでございます。地方自治法の規定による許可を受けて行政財産を使用する場合の使用料の徴収について必要な事項を定めております。

296ページをお開きください。条例第52号、壱岐市手数料条例についてでございます。地方自治法に基づき市が徴収する手数料について定めておりますが、地方自治法228条で、使用料、手数料については全国的に統一して定めることが必要な事項については政令で定める金額を標準にして定めとなっております。4町とも単位のとおり方こそ違え、金額に差異はございませんので、今までの額をもとに定めております。

305ページをお開きください。条例第53号、壱岐市証紙徴収条例についてでございます。地方自治法231条の2によりまして、手数料の徴収については証紙による収入の方法によることができるとなっております。4町のうち2町が証紙、2町が納入額通知書による収入となっておりますので、証紙による方法を採用いたしまして条例を定めております。

306ページをお開きください。条例第54号、壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例についてでございます。地方自治法第31条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料等の市の収入に係る督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収につきましては別に定めております。

308ページをお開きください。条例第55号、壱岐市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例についてでございます。市有財産の交換、譲与、貸付等につきまして、旧4町及び町村組合の例に倣い定めております。

311ページをお開きください。壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例についてでございます。地方自治法の改正に伴いまして、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行をされております。これまでは、公の施設の管理運営は、市町村が出資をいたしました出資法人ですとか、公共団体及び公共的団体だけしか委託することができませんでした。しかし、指定管理者制度の導入によりまして、今後は民間の事業者、NPO法人、それからボランティア団体なども広く公募して施設の管理者を決めていくことになるわけでございます。そのための手続等につきまして条例で定めております。

議長（瀬戸口和幸君） 病院管理課長。

病院管理課長（上川 孝一君） 314ページでございますけれども、条例第58条、壱岐市医

学生奨学資金貸付基金条例でございますけれども、医学生奨学資金の貸し付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うために設置をいたしております。基金の額でございますけれども、3,000万円ととなっておりますけれども、これまでに積み立てた実績はございません。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 条例第59号、吉崎市老人福祉施設整備基金条例についてでございますけれども、老人福祉施設の整備充実を図るため基金を設置するものでございます。基金の種類といたしましては、老人ホーム事業施設整備基金、それから特別養護老人ホーム事業施設整備基金となっております。

318ページをお開きください。条例第60号、吉崎市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例についてでございます。この基金につきましては、地域振興事業を積極的に進めることを目的といたしまして、平成元年度から地総債によります財政措置によりまして、その造成が図られてきたところでございます。ところが、近年の低金利により十分な運用収入が確保できない状況にございます。果実運用がままならない中、取り崩し等も含め今後検討を要するとは思われますけれども、いろいろな制約もございますので、とりあえず現行のまま、旧町村組合の例に倣い作成をいたしております。

320ページをお開きください。条例第61号、吉崎市財政調整基金条例についてでございます。財政の健全な運営に資するため基金を設置いたしますけれども、内容は現行のとおりでございます。

322ページをお開きください。条例第62号、吉崎市減債基金条例についてでございますが、起債の償還に必要な財源を確保し、市の財政の健全な運営に資するため設けるものでございます。内容はこれまでのとおりでございます。

324ページをお開きください。条例第63号、吉崎市減価償却基金条例についてでございます。農業機械銀行の農業用機械、それから車両の購入でございますとか、三島航路事業のフェリーの建造や購入の財源に充てるために設けるものでございます。内容は現行のとおりといたしております。平成16年2月時点では基金の残金はゼロで、これは一時借り入れしないために基金取り崩しをしたものでございます。なお、平成15年度の1カ月の暫定予算には、1,000万円の積立金を計上済みでございます。

326ページをお開きください。条例第64号、吉崎市地域振興基金条例についてでございます。地域振興に資する事業の財源に充てるため設けるものでございます。内容はこれまでのとおりでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 328ページをお開き願います。壱岐市地域福祉基金条例。この条例につきましては、在宅福祉、健康づくり、民間活動の活発化等、地域福祉の向上を図るための基金を設置しようとするものでございます。設置したものでございます。積み立てにつきましては、一般会計歳入歳出予算の予算で定めるということにいたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（高田 國行君） 本議会に教育委員会関係の条例を30件上程をしておりますが、その都度説明を教育次長にさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長（鳥巢 修君） それでは、座って失礼させていただきます。よろしく願いいたします。330ページ、壱岐市教育振興基金条例でございますけれども、これは郷ノ浦町の例に倣って、基金の種類、積み立て、管理等について定めるものでございます。条例第66号でございます。

332ページ、壱岐市奨学資金運用基金条例。これにつきましても郷ノ浦町の例に倣って、管理、貸付対象、貸付金額等を定めるものでございます。

334ページ、条例第68号でございますが、壱岐市原の辻遺跡保存整備基金条例。これは、芦辺町で平成6年に定められておりましたものをベースに、もとに条例を作成しております。これは、積み立て、管理等について定めておるものでございます。

336ページ、石田町にあります松永記念館ですけれども、松永記念館維持管理基金条例、条例第69号でございますが、石田町の例に倣って作成をいたしております。これにつきましても積み立て、管理等について定めております。

ひとまず以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 338ページでございます。条例第70号、壱岐市国民健康保険財政調整基金条例。この条例につきましては、国民健康保険事業の保険給付に要する費用に不足を生じたときの財源を積み立てるため基金を設置するものでございます。積み立てにつきましては、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とするということにいたしております。

340ページをお開き願います。壱岐市国民健康保険出産費資金貸付基金条例。この条例の目的につきましては、出産一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対しまして、その間の費用を支払うための資金として貸し付けるというものでございます。もって被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とするということでございます。勝本町の例により、これを作成をいたしましたものでございます。

343ページ、条例第72号、壱岐市国民健康保険直営診療所財政調整基金条例。この条例につきましては、直営診療所の特に重要な事業の執行、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため基金を設置するものでございます。積み立てにつきましては、これも同じように国民健康保険特別会計の歳入歳出予算で定める額とするということにいたしております。

345ページでございます。壱岐市介護給付費準備基金条例、条例第73号でございますが、これにつきましては、介護保険の中期的な財政の調整を図るため、壱岐市介護給付費準備基金を設置するものでございます。この積み立てにつきましては、予算の範囲内の額とするということでございます。以下、管理、運用基金の処理、振りかえ運用、処分等について規定をしたものでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 347ページでございます。条例第74号、壱岐市土地開発基金条例についてでございますが、公用、もしくは公共用に供する土地をあらかじめ取得することによりまして、事業の円滑な執行を図るため設置するものでございます。内容はこれまでどおりでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 349ページをお開きください。条例第75号、壱岐市中山間ふるさと活性化基金条例でございますが、土地改良施設の機能向上や維持管理に充てることのできる財源として基金を創設するものでございます。基金の積み立てについては、一般会計予算で定めるという額にいたしておりますが、現在、旧4町に1,000万円を各町基金として積み立てておりましたので、そのままこれを従来どおり積み立てる予定にいたしております。

351ページをお開きください。条例第76号、壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例でございますが、肉用牛の繁殖雌牛の導入事業に要する経費の財源として設置をするものでございます。基金の額の使用といたしましては、国、県費、そして市費を合わせまして、1頭当たり13万8,000の補助金がございますので、これを1度基金として積み立てをいたします。そして、これを上半期、下半期に分けて、導入実績に応じてJA壱岐郡に支援をする場合に、当基金より取り崩しを行って一般会計へ繰り入れてから繁殖雌牛の導入事業への補助をする制度でございます。要するに、国県費、市費を合わせて、1頭13万8,000円を一度基金として積み立てる財源に充てるものでございます。

353ページ、条例77号、壱岐市沿岸漁業振興基金条例でございますが、本市沿岸における沿岸漁業等の振興を図るための財源として設置するものでございます。これは旧芦辺町にございましたが、海砂の事務手数料として県より市へ立米当たり9円40銭が15年度実績で交付をさ

れております。これを基金として水産振興に充てるものでございます。

355ページをお開きください。条例第78号、苓崎市栽培漁業振興基金条例でございます。これも沿岸海域における種苗放流の推進を図るための財源として基金を設置するものでありますが、郷ノ浦のアワビ種苗センター、稚貝の売上金を基金として積み立てて種苗放流の推進を図るものでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（白川 武春君） 357ページをお開きください。条例第79号、苓崎市簡易水道事業特別会計基金条例について御説明申し上げます。簡易水道事業の増補改良事業に要する経費と災害が発生した場合の工事費に充当する財源を積み立てるためのものでございます。積み立てる額については、毎年予算で定める額とされております。芦辺、石田、郷ノ浦については既に設置されておりましたので、芦辺町の例により作成されたものでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 359でございます。条例第80号、苓崎市災害資金貸付基金条例。この条例の設置につきましては、災害復旧に要します資金を貸し付けることによって、災害の復旧の促進、それから民生の安定を図ろうとするものでございまして、そのために基金を設置するものでございます。基金の額は2,000万円とするということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 361ページ、条例第81号、苓崎市立老人ホーム事業及び特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例。この条例につきましては、両ホームの重要な事業の執行、地方債の償還、その他財源の不足を生じたときのために財源を積み立てるものでございます。この基金を設置をするものでございます。したがって、基金の種類といたしましては、1つには、老人ホーム事業財政調整基金、2つ目に、特別養護老人ホーム事業財政調整基金ということになるわけでございます。積み立てにつきましては、毎年度基金として積み立てますし、予算で定める額とするということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長（鳥巢 修君） 363ページ、条例第82号でございますが、苓崎市教職員宿舍の設置に関する条例でございます。これは、苓崎市内の学校に勤務する教職員のため教職員宿舍を設置するというものでございます。第2条に書いてありますように、それぞれの場所に先生方の宿舍が設けられております。

364ページでございます。条例第83号、苓崎市立小・中学校設置条例でございます。これは、学校教育法第2条に基づいて小学校、中学校を設置するものでございますが、これは現在あります4町の学校の位置だとか、あるいは名称だとか、そういったものを規定するものでござい

ます。次のページをお開きいただきたいと思います。365ページに小学校について、三島小学校の長島、原島分校もひっくるめまして、今度は20校となります。次のページをお開きいただきます。中学校は10校となります。

次の幼稚園設置条例でございますけれども、これは同じく学校教育法に基づく幼稚園でございますが、4町にございます幼稚園、条例第84号、壱岐市立幼稚園設置条例でございます。9校が幼稚園、壱岐市内の幼稚園ということになります。

368ページ、条例第85号、壱岐市立幼稚園授業料徴収条例ということで、第1条に書いておりますように、幼児の保護者から第6条の規定により授業料を徴収するというもので、月額4,200円ということで、徴収納付の方法、減免等について定めておるものでございます。

370ページ、条例第86号、壱岐市奨学金貸与条例ということで、これ本市の第1条に書いておりますように、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学金を貸与し、有能な人材を育成すると。これは、県の奨学金に漏れた人に対して貸与するというものでございます。貸与人員等については第3条に書いております。壱岐全体で4人以内ということでございます。

374ページ、条例第87号、壱岐市学校給食センター及び学校給食共同調理場設置条例。これは郷ノ浦町の例に倣ってつくっております。設置につきましては、ここに書いております郷ノ浦、勝本、石田のそれぞれの施設ということでございます。給食費等については別の規則で定めております。

375ページ、条例第88号、壱岐市社会教育委員条例。これにつきましては、社会教育法に基づきまして社会教育委員を置くと。第2条に書いております、15名以内ということでございます。これにつきましては、学校代表、社会教育団体代表、学識経験者等から組織されます。これは勝本、芦辺、石田の例に倣ってつくっております。

376ページ、条例第89号、壱岐市社会教育指導員設置条例でございます。これにつきましては、社会教育主事等おりますけれども、指導体制をさらに充実していくためということで、いろいろ経験の豊富な方あたりをお願いするということとなりますが、芦辺、石田に今1名ずつ配置をしております。

377ページ、条例第90号、壱岐市公民館条例。これにつきましては、各町に今まで中央公民館、地区公民館があったわけでございますが、この表のとおり、郷ノ浦庁舎内にあります教育委員会に中央公民館を置き、今まで中央公民館でありましたところは地区公民館として、例えば勝本地区公民館、芦辺地区公民館ということで、中央公民館1カ所、あとは地区公民館ということでございます。

381ページ、条例第91号、壱岐市郷ノ浦図書館条例ということで、これは図書館法に基づ

く図書館の設置でございます。郷ノ浦町の例に倣って条例整備をしております。

382ページ、条例第92号でございます。壱岐市視聴覚ライブラリー条例。これにつきましては、ここに書いております視聴覚教育の普及、振興を図るためライブラリーを設置するというものでございまして、これまで郡民センターにありましたけれども、今度は教育委員会の中に置くということでございます。

383ページ、条例第93号、壱岐郷土館条例でございます。これは、壱岐に関する歴史、民俗、あるいは芸術の研究資料を収集しということで、教育文化の発展に寄与するということで、郷ノ浦町にあります壱岐郷土館の例に倣って作成をいたしております。

続きまして、388ページ、条例第94号、松永記念館条例でございます。これは、松永安左衛門の遺徳をしのび、青少年の教育の源泉に資するということで、石田町に設置しておるものでございます。これは、設置、管理、入館等について定めるものでございます。

391ページ、条例第95号、壱岐西部開発総合センター条例ということで、これは産業文化の振興及び住民福祉の増進を図るということで、この会場のことでございます。これにつきまして、勝本の条例に倣いまして設置、管理、使用等について定めるものでございます。

395ページ、条例第96号、壱岐島開発総合センター条例でございます。これにつきましては、芦辺にあります、今まで離島開発総合センターということで呼んでおりますが、これにつきまして、設置、そして維持、利用の方法等について定めておるものでございます。

399ページ、条例第97号、壱岐市石田町住民センター条例。これにつきましては、地域住民の教育文化、産業の振興、健康の増進、社会福祉の向上ということで、3カ所、湯岳、久喜、池田に定めて設置しておりますものにつきまして、石田町の例によって定めるものでございます。

400ページ、条例第98号、壱岐市体育施設条例。これにつきましては、市民の体育の普及及びその振興を図るためということで、この表に書いております施設につきまして、設置、管理、使用等について定めるものでございます。これは郷ノ浦町の例によって定めるものでございます。

405ページ、条例第99号、壱岐市ふれあい広場条例でございます。これは、市民のスポーツの振興を図るためということで、芦辺町の九電の事務所の近く、川のほとりのところに広場が設置されておりますが、芦辺町の例によって定めるものでございます。これにつきましても、設置、管理、運営、そして使用等について定めるものでございます。

それから次、412ページ、条例第100号、壱岐市勝本B & G海洋センター条例でございます。これは、海洋性のスポーツとレクリエーションを通じて住民の福祉向上、そして青少年の育成等を図るということでございます。勝本町の例に倣っております。これにつきましては、体育館が新城西触のところ、B & Gプールが湯ノ本の小中学校の校舎の近くでございます。これにつきましても、管理、使用等について定めるものでございます。

416ページ、条例第101号でございます。壱岐市文化財保護条例でございます。これは、国とか県の指定を受けていない、壱岐市の区域内にあるもので重要なものを指定して、その保存及び活用を図るために必要な処置を講ずるということで、文化財の定義あるいは管理の方法等について定めるものでございます。これは各町の例に倣って作成をいたしております。

420ページ、条例第102号、壱岐市文化財保護審議会条例。これにつきましては、市内に存在する文化財の保存及び活用を図るため審議会を置くというものでございます。委員の定数は5人以内ということで、芦辺町の例に倣って作成をいたしております。

422ページ、条例第103号でございます。壱岐市文化財展示館条例。これにつきましては、芦辺町の深江にあります安国寺にあります展示館につきまして、芦辺町の例に倣って作成いたしております。

423ページ、壱岐風土記の丘条例でございます。これは、勝本町布気触、国道沿いにあります風土記の丘につきまして、勝本町の例に倣って設置、管理、入園等について定めるものでございます。

私の方から以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 426ページでございます。条例第105号、壱岐市福祉事務所設置条例。この条例につきましては、新市壱岐市が誕生いたしましたことにより、今回の235件のうち唯一新規で、かつ法的な義務によって定めたものでございます。条文につきましては短うございますけれども、いわゆる法でもって福祉事務所の設置が義務づけられておりますことによりまして、それを設置するという条例でございます。名称及び位置につきましては第2条で掲げております。所員の定数につきましては、壱岐市の定数条例の中でこれを定めておるわけでございます。

427ページでございます。壱岐市福祉医療費の支給に関する条例。この条例の目的につきましては、第1条にございますように、心身障害児、乳幼児、母子家庭の母、母子家庭の子及び寡婦等に対して医療費の一部を支給することによって、福祉の増進を図ろうとするものでございます。第2条に定義がございます。それから、支給対象者あるいは支給の制限、受給の資格の認定、支給の方法等について規定をしたものでございます。

432ページ、条例第107号壱岐市石田町総合福祉センター条例、第1条で設置を規定いたしておりますが、市民の福祉増進、健康保持、教養の向上、レクリエーション等の利用に供するために、壱岐市石田町総合福祉センターを設置をするという規定でございます。この中で第3条に管理の代行等の規定を追加をしております。いわゆる指定管理者の条項をここで規定をしておるところでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 433ページをお開きください。条例第108号壱岐市芦辺浦住民集会所条例についてでございますが、芦辺浦でございます住民集会所につきまして、住民の集会、その他水産商工等、諸活動の用に供するために設置するものでございます。旧芦辺町の例により定めておるところでございます。その中で第6条からは、指定管理者制度のことについて加えておるところでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 36ページ、条例第109号壱岐市健康公園条例、これにつきましては芦辺町の例により作成をいたしております。

437ページ、条例第110号壱岐市僻地保健福祉館条例、僻地保健福祉館につきましては、第1条にございますように、地域福祉の増進を図ることを目的として福祉館を設置するものでございます。第2条におきましては、福祉館の名称及び位置を掲げております。記載のとおりでございます。以下、利用の許可、利用の制限等について定めております。

439ページ、条例第111号壱岐市石田町生きがい広場条例、この条例の設置につきましては、市民の福祉増進、健康保持、教養の向上及びスポーツ等を通じ、市民の交流と触れ合いを高め、健全で潤い豊かな人間形成の場として活用するために、これを設置するものでございます。名称及び位置、第2条にございます。利用の制限、使用料、原状回復の義務等々につきまして定めておるわけでございます。

442ページ、条例第112号石田ふれあいの森広場条例、この条例も前条例と同じように、市民の福祉増進、健康保持、レクリエーション等の利用に供し、市民憩いの場及び触れ合いの場として、この広場を設置をするものでございます。以下、名称及び位置、利用の許可、利用の制限、取り消し等々につきまして定めておるものでございます。

446ページ、条例第113号壱岐市生活館条例、地域住民の生活環境の整備を図り、保健、医療、福祉に関しますところの相談、教育、文化、体育、集会、娯楽等、生活の各般の便宜に供するために、生活館を設置をするものでございます。生活館の名称及び設置場所は、第2条に規定しておるとおりでございます。以下、利用の制限、使用料、原状回復等々につきまして定めておるものでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 産経部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 448ページをお開きください。条例第114号壱岐市自動車

教習場条例、市民の職業補導のために、自動車等の運転に関する技能及び法令、並びに自動車の構造及び取り扱い方法について、教習または練習させまして、あわせもって運転免許試験場を設置するものでございます。内容は現行のとおりでございます。旧郷ノ浦町の例によって調整をいたしております。なお、6条には指定管理者を適用いたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長（鳥巢 修君） 456ページ、条例第115号でございます。壱岐文化ホール条例、これにつきましては市民の文化、教養の向上と教育の振興及び福祉の増進を図るということで、設置の目的を定めております。これにつきましては、郷ノ浦町にあります今までの条例に基づきまして、設置、管理、使用、あるいは具体的に別表を定めまして、使用料等を定めるものでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 462ページ、条例第116号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例、この条例の目的につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の規定に準拠いたしまして、自然災害により死亡した場合、その遺族に対する災害弔慰金の支給、それから障害を受けた市民に対し災害見舞金の支給を行うための資金貸し付けを行うことによって、市民の福祉及び生活の安定に寄与することを目的として設置をするものでございます。第2条には定義を定めております。それから、災害弔慰金の支給、支給の順序、あるいは災害弔慰金の額、死亡の場合が500万円でございます。最高が500万円でございます。あと死亡の推定、支給の制限、支給の手続、あるいはまた災害見舞金の支給等について定めたものでございます。

467ページ、条例第117号壱岐市福祉資金貸付事業の補助に関する条例、この条例につきましては、福祉資金貸付事業の助長とその促進を図るため、貸付資金の補助に関し必要な事項を定めたものでございます。定義といたしましては、生活困窮者に対し必要な奨学資金の貸し付けを行う事業に対しまして、壱岐市が補助を行おうとするものでございます。すなわち壱岐市社会福祉協議会がそれを行う場合に限って、これを補助しようとするものでございます。以下、補助の条件、使用の制限、補助金の返還等について定めております。

469ページ、条例第118号壱岐市保育所条例、この条例は児童福祉法第35条第3項の規定に基づき設置をするものでございます。保育所の名称及び位置につきましては、第2条に掲げているとおりでございます。以下、職員の配置、入所児童、委任事項を定めております。

471ページ、条例第119号壱岐市保育の実施に関する条例、第1条では、児童福祉法第24条の規定に基づくところの保育の実施に関し必要な事項を定めるということでございます。以下、保育の実施の基準、それから委任事項の規定をいたしております。

473ページ、条例第120号壱岐市保育所保育料徴収条例、この条例は保育所に係りますところの保育料の徴収に関し定めたものでございます。保育料の額につきましては、市長が規則で別に定めるといふことにいたしております。保育料の納期につきましては、毎月末日までに納付しなければならないという規定でございます。

474ページ、条例第121号壱岐市へき地保育所設置条例、この条例の設置につきましては、児童福祉法第24条の規定に基づき、へき地保育所を設置するものでございます。名称及び位置につきましては、第2条に掲げているとおりでございます。以下、保育料、委任事項を規定をいたしております。

475ページ、壱岐市へき地保育所保育料徴収条例、前条例の保育につきますところの保育料の徴収に関しまして規定をいたしております。保育料の額が月額3,700円ということでございます。保育料の減免、保育料の納期、委任等を規定をいたしております。

476ページ、条例第123号壱岐市児童館条例、この児童館条例につきましては、児童の健全な遊びを通しての児童福祉の向上を図るといふ観点から、児童館を設置をするものでございます。児童館の名称につきましては、壱岐市芦辺町八幡児童館のみでございます。

477ページ、条例第124号壱岐こどもセンター条例、第1条では、心身に障害のある児童、心身障害児に対しまして日常生活における基本動作及び集団生活への順応等を通園の方法により指導、育成するため、壱岐こどもセンターを設置するといふことにいたしております。名称及び位置につきましては、第2条に掲げておるとおりでございます。いわゆる心身障害児のデイサービス事業といふことになると存じます。

478ページ、条例第125号壱岐市児童遊園条例、この条例につきましては、芦辺町の例により作成をいたしております。位置、名称につきましては、第2条にあるとおりでございます。

479ページ、条例第126号壱岐市母子健康センター条例、本健康センターにつきましては、旧芦辺町にのみでございます。母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行うため、母子保健法第22条第1項の規定に基づき、母子センターを設置をするものでございます。第2条では、位置及び名称を記載をいたしております。利用の許可、利用の制限、利用許可の取り消し等を記載をいたしております。

482ページ、条例第127号壱岐市出産祝金支給条例、少子高齢化が進む中で、出産祝金の支給をし、いわば出産を奨励するといふことの目的のための条例でございます。いわゆる市政の反映と住民福祉の向上に寄与することを目的とする条例でございます。第2条には支給要件、それから手続の申請及び認定、祝金の額、第2子が3万円、第3子以降につきましては10万円とすると。それから、祝金の返還等につきまして規定をいたしております。

484ページ、条例第128号壱岐市老人憩いの家条例、設置の目的でございますが、老人、

母子、身障者及び一般住民の教養、娯楽、福利厚生等の諸活動を助長し、生活福祉の向上に資するため、老人憩いの家を設置をするものでございます。老人憩いの家の位置、名称、箇所数につきましては、2条にあるとおりでございます。以下、使用料、委任の規定を設けております。

486ページ、条例第129号壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや条例、市民の福祉、健康の増進、社会福祉活動の向上及び世代間の交流の場づくり等のため、その拠点としてふれあいセンターかざはやを設置するものでございます。このセンターにつきましては、勝本町大久保触にございます。第3条には、管理の代行等、すなわち指定管理者制度をここで設けておるところでございます。それから第4条では行う事業、それから第5条では職員の配置の条項、利用の許可、利用許可の取り消し、使用料、使用料の減免、損害賠償等につきまして規定をしておるところでございます。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。なお、再開は13時とします。

午後0時01分休憩

午後0時58分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

市民生活部長、説明を続けてください。

市民生活部長（布川 昌敏君） 490ページ、条例第130号壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ条例、この条例につきましては、人間としての尊厳を保ちながら、人生、生活の質をいかに高めんがためとしての諸活動を構築するために、地域福祉活動拠点として整備をするために設置をするものでございます。位置につきましては、壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地でございます。以下、使用料、管理の代行等、これにつきましては、いわゆる指定管理者の適用をせんがための条項を追加をしておるところでございます。その他委任の条項を規定をいたしております。

493ページ、条例第131号壱岐市全天候型多目的施設条例、この条例につきましては、芦辺町諸吉大石触にございます多目的施設でございます。老人スポーツ等を通じまして、人間形成の場として、これを活用するということで設置をするものでございます。以下、利用の許可、利用の制限、権利譲渡の禁止、許可の取り消し等につきまして規定をいたしておるところでございます。

496ページ、条例第132号壱岐市大谷公園ゲートボール場条例、記載のとおり大谷公園にゲートボール場を設置するものでございます。

497ページ、条例第133号壱岐市敬老祝金条例、この祝金条例につきましては、77歳に達した方に対しまして祝金を支給するということを定めた条例でございます。祝金の額は

5,000円とするということでございます。それから、受給権の消滅、未支給の祝金の取り扱い、譲渡等の禁止等につきまして規定をいたしております。

500ページ、条例第134号壱岐市長寿祝金条例、この条例につきましては、100歳に達した方に対しまして10万円の祝金を支給しようとする条例でございます。なお、この場合は、前号の敬老祝金との併給ができるという規定になっております。第6条でございます。

503ページ、条例第135号壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例、この条例につきましては、精神障害者福祉のため精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項の規定により、支援センターを設置するものでございます。かたばる病院内にこれを設置をするものでございます。

504ページ、条例第136号壱岐市国民健康保険条例、国民健康保険のもろもろの事項につきまして、この条例で規定をしておるわけでございます。まずもって国保運営協議会の委員の定数を規定をいたしております。それから、規則への委任、あるいは被保険者が3章で規定をいたしております。それから、患者が病院等へ払いますところの医療費、すなわち一部負担金の項目が第5条に規定をいたしております。それから第6条では、出産育児一時金を規定をいたしております。出産育児一時金として30万円を支給すると規定をいたしております。それから、葬祭費、委任事項を規定をいたしております。第5章につきましては、保健推進関係の保健事業を規定をいたしております。第6章におきましては、国民健康保険税の規定をいたしておりますが、これは先ほど説明をいたしました国民健康保険税条例にゆだねておるわけでございます。第7章では、罰則規定がございます。以上が国民健康保険条例でございます。

508ページ、条例第137号壱岐市国民健康保険直営診療所条例、この条例につきましては、直営診療所につきまして規定をしておるものでございます。すなわち第2条にございます勝本、それから湯ノ本の両診療所についての規定でございます。それから、第3条の使用料とございますけれども、これは前国民健康保険条例で説明いたしました一部負担金に相当するものでございます。すなわち医療費のことをここでは使用料というふうと呼んでおるところでございます。

511ページ、条例第138号壱岐市介護保険条例でございます。介護保険につきましては、介護保険法に基づいて行うわけでございますが、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによって行おうとするものでございます。介護認定審査会の委員の定数、それから14名でございますけれども、定数、それから認定審査会に係る委任、保険料率、普通徴収に係る納期、10期徴収でございます。それから、賦課後のいろいろな手続につきまして規定をしておるところでございます。普通徴収の特例もございます。保険料の額の通知の仕方、保険料の督促の仕方等について、ここでは規定をいたしておるところでございます。

518ページ、壱岐市老人ホーム診療所条例、条例第139号でございます。これは老人ホー

ムに入所しておられる方の健康保持のための措置を行うとともに、入所者のうち治療及び休養を要する者の利用に供するために、この診療所を設置するものでございます。診療所は市長が管理をするものでございます。職員として嘱託医師、看護師を置くということにいたしております。

519ページ、条例第140号壱岐市立特別養護老人ホーム診療所条例、前号と趣旨につきましては全く同様でございます。

520ページ、条例第141号壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例、この条例につきましては、今一般化したしましたデイサービスセンターを設置するために条例を設けておるところでございます。郷ノ浦町のデイサービスセンターにつきまして規定をいたしております。

以上で一応終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 病院管理課長。

病院管理課長（上川 孝一君） 521ページでございますけれども、条例第142号壱岐市助産師養成修学資金貸与条例、助産師の確保を図ることを目的といたしておりますけれども、修学資金の貸与額は月額7万円以内とするということでございます。これまで2名に貸与をいたしておりますが、2名につきましては現在公立病院の方へ勤務をいたしております。

524ページ、条例第143号でございます。壱岐市理学療法士養成修学資金貸与条例、理学療法士の確保を図ることを目的に設置をいたしておりますけれども、修学資金の貸与額は月額7万円以内とするとなっております。これまでに2名に貸与をいたしておりますが、2名につきましては現在公立病院の方へ勤務をいたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 527ページ、条例第144号壱岐市犬取締条例、この条例につきましては、犬によりますところの人身被害等を防止し、もって公共の福祉の増進、あるいは公衆衛生の向上を図ることを目的として制定をするものでございます。定義につきましては、2条で掲げておりますが、この条例の遵守事項が第3条でございます。いろいろと苦情が多ございますけれども、常時飼い犬につきましては係留しなければならないということが、なかなか守れないという現実がございますが、第3条で常時係留をしなければならないという遵守事項を定めておるところでございます。以下、措置命令、あるいは畜犬の関係、畜犬指導の関係を規定をいたしております。

530ページ、条例第145号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、廃棄物につきましては、該当いたします法があるわけでございますけれども、その法令その他に定めがあるもののほか、市内の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるために、この条例の制定をしておるところでございます。定義、市の責務、市民の責務、事業者の責務、処理計画等々につきまして、

規定をいたしておるところでございます。

535ページ、条例第146号壱岐市ごみ処理施設条例、公衆衛生の向上と生活環境を清潔にするという観点から、ごみ処理施設を設置するものでございます。箇所数なり名称、位置につきましては、第2条に掲げているとおりでございます。

536ページ、条例第147号壱岐市郷ノ浦町浄化センター条例、郷ノ浦町の浄化センターにつきまして、設置なり位置、あるいは委任事項等を定めたものでございます。

537ページ、条例第148号壱岐市芦辺町自給肥料供給センター条例、芦辺町にございますところの自給肥料供給センターに関し定めたものでございます。利用時間、休業日、利用の許可、投入者等につきまして規定をいたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 539ページをお開きください。条例第149号壱岐市石田町自給肥料供給センター・堆肥センター条例、この条例につきましては、旧石田町にあります自給肥料供給センター並びに堆肥センター条例が別々でございました。そういうことで今回おのおの条例を統廃合いたしまして作成をいたしております。名称は第2条に示しておるところでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 542ページ、条例第150号壱岐市芦辺町資源化センター条例、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るために、資源化センターを設置するための条例でございます。以下、ごらんのとおりでございます。

543ページ、条例第151号壱岐市リサイクルセンター条例、これは旧4町の広域化によりましてリサイクルセンターを設置をした、そのための今回の壱岐市の条例でございます。郷ノ浦町大浦触にございます壱岐市リサイクルセンターのことでございます。設置条例でございます。

544ページ、条例第152号壱岐市墓地、埋葬等に関する条例、この条例につきましては、墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定する墓地等に係る許可の基準、その他経営に関する必要な事項を定めるものでございます。したがって、経営許可の申請、経営の許可、それから変更等の許可、設置場所の基準、施設の基準、納骨堂の施設基準、火葬場の施設基準等々につきまして定めておるところでございます。

548ページ、条例第153号壱岐市納骨堂条例、納骨堂の設置することに伴う設置条例でございます。郷ノ浦町にございます。

549ページ、条例第154号壱岐市立壱岐葬斎場条例、この条例につきましても、葬斎場を

設置するための設置条例でございます。使用料の額、使用料の減額、徴収等につきまして規定をいたしておるところでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 551ページをお開きください。条例第155号壱岐市死亡獣畜取扱場条例、死亡獣畜の埋葬するために獣畜取扱場を設置するものでございます。これは旧芦辺町と石田町へ町営の獣畜処理場がありましたので、両町の例規を参照しながら、統合いたしました設置上の作成をいたしております。名称及び位置は、第2条にお示しをいたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 552ページ、条例第156号壱岐市環境美化の推進に関する条例、この条例の目的につきましては、ここにございますように、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資するためのものとしておるわけでございます。すなわち地域の緑化、空き缶等のごみの散乱の防止、あるいはごみの減量化、資源リサイクルを推進するということの条例でございます。2条には定義がございます。それから、市としての責務、あるいは市民としての責務、それから事業者としての責務、それから土地占有者等の責務、あるいはまた公共施設の緑化につきましての努力義務の規定をいたしておるところでございます。その他、以下ここに掲げておるとおりでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 557ページをお開きください。条例第157号壱岐市農業委員会条例でございますが、農業委員会の選挙による委員の定数は、合併の特例に関する法律第8条第1項の規定によりまして、平成17年2月28日まで、在任する委員の定数といたしております。平成17年3月1日からの条例については、合併特例期間内に定めることといたしております。部会につきましては、3条、4条に示しておるとおりでございますが、農業委員会に関する法律第19条によりまして、農業委員が20名を超えますので農地部会を設置するようにいたしております。あわせもちまして農業振興を審議するための農政部会も設置をすることにいたしております。

558ページをお開きください。条例第158号石田農村環境改善センター条例、この条例につきましては、農業経営及び生活改善の合理化、健康の維持増進等に供するための多目的研修施設として設置するものでございまして、石田町の例によって作成をいたしております。

562ページをお開きください。条例第159号壱岐市農業振興地域整備促進協議会条例でございますが、本条例につきましては、農業振興地域の整備促進と円滑な運営を図るために、市長の諮問に応じまして調査、審議する委員を置くことにいたしております。任期は2年といたして

おります。市長が委嘱をする組織といたしております。

564ページをお開きください。条例第160号でございます。壱岐市農業機械銀行条例、農地の基盤整備及び農作業の合理化並びに公共的施設への利用に供するため設けるものでございまして、郷ノ浦町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

566ページをお開きください。条例第161号でございます。壱岐市農業農村整備事業の促進に関する条例でございますが、市単独の土地改良事業の整備に必要な事項を定めたものでございまして、現行のとおりとして調整し、提案申し上げるものでございます。

567ページをお開きをください。条例第162号壱岐市農業振興機械使用に関する条例、農業振興機械の使用を定めるものでございまして、石田町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

569ページをお開きをください。条例第163号壱岐市農産物貯蔵施設条例、これは種子貯蔵、種子は主にショウガでございますけれども、種子貯蔵及び農産物の計画的な出荷を図るための施設を設置するものでありまして、郷ノ浦町の例によって現行のとおりとして調整をいたしております。調整提案をいたしております。

570ページをお開きをください。条例164号壱岐市猿岩物産館条例でございますが、農水産物の展示及び販売を行う物産館を設置するものでございまして、郷ノ浦町の例によりまして、現行のとおりとするものであります。

571ページをお開きください。条例第165号壱岐風民の郷条例、都市と農村の交流を深める目的で設置するものでありまして、勝本町の例によりまして、現行のとおりとして条例を提案するものでございます。

575ページをお開きをください。壱岐出合いの村条例でございますが、都市住民等が生産と生活を体験学習して、都市と農村の交流及び活性化を図る目的で設置するものでございまして、郷ノ浦町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

582ページをお開きをください。条例第167号壱岐市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例でございますが、これは次ページ、それから次の次のページに出てまいります。県営、市営の土地改良事業に要する経費につきまして、賦課徴収を定める条例でございまして、現行のとおりとするものでございます。

584ページをお開きをください。先ほどの賦課徴収条例に基づいて、条例第168号壱岐市県営土地改良事業分担金の徴収条例でございます。これは県営の土地改良事業に要する経費について、土地改良法に基づきまして分担金の徴収を定めるものでございまして、現行のとおりとするものでございます。

586ページをお開きをください。条例第169号壱岐市営土地改良事業分担金徴収条例でござ

ざいますが、これは市営の土地改良事業に要する経費について、土地改良法に基づきまして分担金の徴収を定めるものでございます。現行のとおりとするものでございます。

587ページをお開きをください。条例第170号でございます。吉崎市農地集団化事業分担金徴収条例でございますが、農地の集団化事業の経費に充てるための分担金の徴収を定めたものでございまして、旧勝本町の圃場整備の換地に係る経費の分担金の徴収でございまして、勝本町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

589ページをお開きをください。吉崎市農地等災害復旧事業分担金徴収条例でございます。これは農地等災害復旧事業の経費に充てるための分担金の徴収を定めるものでございまして、現行のとおりとするものでございます。

591ページをお開きをください。条例第172号でございますが、吉崎市家畜診療所条例でございます。これは、家畜の診療及び畜産指導に関する業務を行うことによりまして、本市の畜産の振興を図るために家畜診療所を設ける条例でございます。旧4町の家畜診療所協議会の規約等を参照にして作成して、現行のとおりといたしております。

592ページをお開きをください。条例第173号吉崎市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例でございますが、家畜診療所の獣医師の特殊勤務手当に関する事項を定めたものでございます。2条では特殊勤務手当の種類、3条では職務手当、4条では獣医師手当、5条では指定獣医師技術手当、6条では予防接種手当、7条では手当の支給方法を明記いたしております。

593ページをお開きをください。条例第174号吉崎市行造林条例、これは造林資源の造成に資するために、山林または原野の所有者と収益を分けて納めていただく、納めるということですが、分収する条件を定めたものでございまして、旧芦辺町の例によりまして、現行のとおりとして設定を設けるものでございます。

597ページをお開きをください。条例第175号吉崎市火入れに関する条例、この条例は、森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火入れをする場合に、森林法に基づいて必要な手続事項を定めたものでございます。現行のとおりとするものでございます。

603ページをお開きください。条例第176号吉崎市林地災害復旧事業分担金の徴収条例でございます。本条例につきましては、林地災害復旧事業の経費に充てるための分担金の徴収を定めるものでございまして、分担金の額は事業費の10%以上とするものでございます。

605ページをお開きをください。条例第177号吉崎市漁港管理条例、市が管理する漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものでございまして、模範漁港管理規程等、いわゆる県の条例等を比較、参照しながら作成をしたものでございます。

619ページをお開きをください。条例第178号吉崎市水産業振興対策委員会条例、本条例は水産業に関する総合的な施策を考え研究し、そしてまたかつその振興発展を図るための委員会

を設置するものでございまして、委員会の人数は15名以内といたしております。水産団体関係者から10名、学識経験者を4名、市長が認める者1名として調整、作成をいたしております。

620ページをお開きをください、条例第179号壱岐市漁港環境施設条例、これは漁港の環境施設の整備及び管理に関して、石田町の例によりまして作成をしたものでございます。

623ページをお開きをください。条例第180号壱岐市水産共同作業施設条例、これは旧勝本町の赤滝漁民アパート居住者の利便に供するために、水産共同作業所を設置するために定めるものでございまして、勝本町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

625ページをお開きをください。条例第181号壱岐市体験漁業管理施設条例、これは漁業体験を通じまして、青少年の理解力向上と、都市と離島との交流を図るために施設を定めるものでございまして、勝本町の例によりまして、現行のとおりといたしております。

627ページをお開きをください。条例第182号壱岐市水産物簡易加工処理施設及び壱岐市地域産物展示販売施設条例、漁家の経営の安定と漁業所得の向上に資するために、湯ノ本浦へ加工処理施設、展示販売施設を設置するために設けるものでございまして、指定管理者を適用して、勝本町の例によりまして、現行のとおりとして調整、上程するものでございます。

628ページをお開きをください。条例第183号壱岐市種苗生産施設条例でございます。これは資源培養管理型漁業の推進と漁民の所得向上に資するための壱岐市のアワビ種苗センターの設置をするものでございます。種苗生産施設を設置するものでございまして、名称につきましては、第2条に壱岐市アワビ種苗センター、竹ノ浦アワビ中間育成センターを明記をいたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（白川 武春君） 629ページをお開きください。条例第184号壱岐市漁業集落排水処理施設条例について御説明申し上げます。

現在、旧芦辺町の恵美須地区と旧石田町の山崎地区の2施設がございます。郷ノ浦町の公共下水道条例と調整しまして、旧4町の統一をいたしました。技術上の基準、指定工事店、許認可等は公共下水道条例を準用いたしております。使用料金につきましては、公共下水道使用料と違いがありますので、当面現行のとおりといたしております。芦辺町、石田町の例、また郷ノ浦町公共下水道条例により作成をいたしました。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 637ページをお開きをください。条例第185号でございます。壱岐市漁民センター条例でございますが、明るく豊かで活力ある漁民づくりの拠点とするための漁民センター設置をする条例でございます。名称及び位置は、第2条に示しておるとおりでございます。石田町の例によって現行のとおりといたしております。

638ページをお開きをください。条例第186号壱岐市企業誘致条例でございます。市内に事業所を新設する当該企業に対して奨励措置を講じまして、雇用の増大を図るために設置するものでございます。製造業を企業に改めまして、対象を拡大をいたして作成をいたしております。

640ページをお開きをください。条例第187号壱岐市魚菜市场条例でございますが、これは設置の目的でございますけれども、魚菜類の円滑な流通を図って、市民の利便に資するために設置するものでございまして、旧勝本町の例によりまして、現行のとおりとしております。

644ページをお開きをください。条例第188号壱岐市商工業等研修施設条例でございますが、勝本浦において商工業の活動及び地域活動の推進を図るために、研修施設を設置するために定めるものでございまして、旧勝本町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

646ページをお開きをください。条例第189号壱岐市筒城浜ふれあい広場条例でございます。市民が これは島外者も含むということでございますが、スポーツ、イベント等を通じ、豊かな人間形成と地域の産業、文化振興を図るために施設を設置する定めでございます。旧石田町の野外趣味活動施設を筒城浜ふれあい広場と名称を変更して、あわせもって指定管理者制度の条文を追加して、作成、整備をするものでございます。

649ページをお開きをください。条例第190号壱岐市営印通寺共同店舗条例でございます。商工業の振興と地域の開発を図るために、印通寺共同店舗の設置を定めるものでございまして、旧石田町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

653ページをお開きをください。条例第191号マリンパル壱岐条例でございます。これ印通寺地区の商店街の活性化を図りまして、地場産品の消費拡大及び市民と観光客との交流の場を提供する施設の設置を定めるものでございます。旧石田町の例によりまして、指定管理者制度の条文を追加をして作成をいたしております。

657ページをお開きをください。条例第192号壱岐市高等職業訓練校条例でございます。市内の職業人の優位な技能労働者としての能力の養成訓練及び社会的地位の向上を図るための施設の設置を定めるものでございまして、旧郷ノ浦町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

658ページをお開きをください。条例第193号壱岐市串山海洋性公園条例でございます。この条例につきましては、市民の福祉を増進するための施設の設置を定めるものでありまして、旧勝本町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

661ページをお開きをいただきたいと思います。条例第194号壱岐市観光交流館条例、壱岐市の観光産業の振興に寄与するための施設として設置を定めるものでございまして、6条に指定管理者制度の条文を追加をして、現行のとおりといたしております。

663ページをお開きをください。条例第195号壱岐市シーサイド小水浜条例でございます。

これの設置の趣旨でございますが、豊かな自然を生かし、健全な余暇活動の場を提供し、活力のある地域づくりを推進するための施設の設置を定めるものでございまして、本条例にも指定管理者の条文を追加して作成をいたしておるものでございます。

665ページ、条例第196号、壱岐市海釣り筏施設条例でございます。漁業に対する理解を深めるとともに、観光開発及び地域の活性化を図るための施設の設置を定めるものでございまして、指定管理者制度の条文を追加をいたしまして、旧郷ノ浦町の例によりまして、現行のとおりとするものでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（白川 武春君） 667ページをお開きください。条例第197号壱岐市都市計画審議会条例について御説明申し上げます。都市計画法によりまして、市長からの諮問に対し調査、審議するものでございます。委員総数は合計17名で、任期は2年といたしております。旧郷ノ浦町の例により設置しております。

669ページをお開きください。条例第198号壱岐市都市公園条例について御説明申し上げます。旧郷ノ浦町では、大谷公園ほか5カ所の公園がございます。都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めたものでございまして、郷ノ浦町の例により作成いたしております。

678ページをお開きください。条例第199号壱岐市特定地区公園条例について御説明申し上げます。前の条例でも御説明申し上げましたが、都市公園は都市公園事業で整備したものでありますが、旧勝本町の総合運動公園と旧芦辺町の青嶋公園は、都市計画区域外であるため、都市施設として位置づけされておられません。この二つの公園を特定地区公園として一本化したものでございます。公園の設置及び管理について必要な事項を定めております。旧勝本町と旧芦辺町の例により設置してございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 684ページでございます。条例第200号壱岐市たかのはら憩の森条例、この条例につきましては、環境美化に関する知識の普及啓発、それから住民意識の高揚、そして住民福祉の向上を図るために、たかのはら憩の森を設置をするものでございます。位置につきましては、記載のとおりでございます。以下、施設等の設備、禁止行為、あるいは制限、許可の取り消し、原状回復等につきまして規定をいたしておるところでございます。

以上。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（白川 武春君） 688ページをお開きください。条例第201号壱岐市公共下水道条例について御説明申し上げます。公共下水道は郷ノ浦町にございますけれども、漁業集落排水処理施設条例と調整して統一いたしております。使用料につきましては、漁業集落排水処理施設

と違いますが、当面現行のとおりといたしております。排水設備等の検査手数料については、漁業集落排水処理施設と調整し、廃止をいたしております。旧郷ノ浦町の例により作成いたしております。

698ページをお開きください。条例第202号壱岐市公共下水道事業受益者負担金に関する条例についてでございます。漁業集落排水処理施設につきましては、負担金は徴収いたしておりません。市民から見れば公共下水道も漁業集落排水処理施設も別段変わりはありません。将来的には受益者負担金については廃止の方向で検討いたしますが、利用料につきましては大きく異なっております。合併と同時に調整は無理がございましたので、当分の間、負担金を免除できる条文を付加しまして、現行のとおりとしております。

701ページをお開きください。条例第203号壱岐市都市下水路条例について御説明申し上げます。旧郷ノ浦町の例により作成いたしております。ほかは過料を地方自治法との整合を図りまして、2,000円を5万円に改正しまして、占用料につきましては道路の占用料を準用いたしております。

704ページをお開きください。条例第204号壱岐市道路占用料徴収条例について御説明申し上げます。道路法の規定に基づきまして、道路の占用料の額及び徴収方法について定めたものでございます。旧4町と長崎県の例により作成をいたしております。

711ページをお開きください。条例第205号壱岐市準用河川流水占用料徴収条例について御説明申し上げます。河川法に基づきまして、市長が指定した準用河川の流水占用料、土地占用料、土石採取料等の徴収をするため定めたもので、旧勝本町、芦辺町では既に設置されてございましたので、その2町の例により作成をいたしております。

714ページをお開きください。条例第206号壱岐市法定外公共物管理条例について御説明申し上げます。認定外道路でトンネル、橋梁、水路及び附属物等の環境の整備及び保全を図ることを目的として定めたものでございまして、旧勝本町、芦辺町では既に設置されてありましたので、その2町の例により作成をいたしております。

719ページをお開きください。条例第207号壱岐市営住宅条例について御説明申し上げます。住宅及び共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めたもので、旧4町での特定住宅、賃貸住宅条例と単独住宅条例を統合し、壱岐市すべての市営住宅条例に改めております。

742ページをお開きください。条例第208号壱岐市災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例について御説明申し上げます。災害危険住宅の移転の促進を図るため、資金の融資を円滑にする等の助成措置を定めたものでございまして、旧郷ノ浦町の例により作成いたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 744ページをお開きをください。条例第209号、壱岐市営ターミナルビル条例でございます。本市の港を利用する者の便宜に供するためのターミナルビルを設置するために定めるものでございますが、旧郷ノ浦町の例によりまして、郷ノ浦、芦辺、石田の各ターミナルビルを条例で統一をいたしまして、調整、作成しておるものでございます。設置、管理、利用、利用時間、使用料等を明記をいたしております。

750ページをお開きをください。条例第210号壱岐市港湾施設管理条例でございますが、港湾を利用する者の便宜を供するために郷ノ浦港の岸壁、それから野積み場の施設の設置を定めるものでございまして、これは旧郷ノ浦町の例によりまして、現行のとおりでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 建設部長。

建設部長（白川 武春君） 754ページをお開きください。条例第211号壱岐市水道事業の設置等に関する条例について御説明申し上げます。この条例は、旧郷ノ浦町の上水会計のことでありまして、市民の生活用水、上水を供給するため定めたものでございます。平成17年度より簡易水道の三島地区を加えることで、旧郷ノ浦町の例により作成をいたしております。

757ページをお開きください。条例第212号壱岐市水道事業給水条例について御説明申し上げます。壱岐市の水道料金、用途区分及び給水装置区分の費用負担等を適正に行うため定めたもので、旧郷ノ浦町の上水会計と旧芦辺町で定めてありましたので、旧芦辺町の例により作成いたしております。また、検針につきましては、旧郷ノ浦町と勝本町は毎月検針、旧芦辺町と石田町は2カ月ごとの検針でありましたが、統一いたしまして2カ月ごとの検針といたしております。

769ページをお開きください。条例第213号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例について御説明申し上げます。生活用水、上水を市民に供給するため壱岐市統一して簡易水道事業を設置するものであります。なお、三島地区につきましては、平成17年度から上水会計となっております。

771ページをお開きください。条例第214号壱岐市簡易水道事業給水条例について御説明申し上げます。市の簡易水道の給水について、料金、用途区分及び給水装置工事等の費用負担を適正に保持するため定めたものでございまして、旧勝本町の例により作成いたしております。検針につきましては、先ほど申し上げましたように、上水会計と同様、2カ月ごとといたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は11分後の14時5分とします。

午後1時54分休憩

.....

午後 2 時 05 分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

病院管理課長。

病院管理課長（上川 孝一君） 772 ページをお願いいたします。条例第 215 号 壱岐市病院事業の設置等に関する条例でございます、公立病院の設置条例にかたばる病院分を追加いたしております、第 4 条、経営の基本でございます、第 4 条の第 3 項、病院事業の病床数は次のとおりとする。次のページをお願いいたします。かたばる病院の病床数でございます、1、一般病床 20 床、2、療養病床 48 床、3、結核病床 6 床、計 74 床でございます。

775 ページ、お願いいたします。条例第 216 号 壱岐公立病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例、第 2 条に診療費、それから第 3 条、使用料、第 4 条、手数料、別表第 1、第 2 に掲げております、診療費につきましては、医療診療報酬点数表及び老人保健法の規定によるものでございます。また、使用料、手数料につきましては、県医師会及び壱岐市医師会との協議により決定をいたしております。

779 ページをお願いいたします。条例第 217 号 壱岐公立病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例、公立病院、かたばる病院の売店の使用料の規定でございます、第 2 条の 2、2 項でございます、壱岐公立病院の使用料の額は月額 2 万円とし、かたばる病院の使用料の額は月額 5,000 円とするということでございます、公立病院の分にかたばる病院の分を追加をいたしておるということでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 782 ページ、条例第 218 号 壱岐市立老人ホーム条例、これは老人福祉法に定めるところの老人ホームを設置するための設置条例でございます。御承知のように、老人ホームにつきましては、厚生労働省の省令等で定める基準に適合した施設の整備を行い、県知事の許可をもって設置をするものでございます。

783 ページ、条例第 219 号 壱岐市立特別養護老人ホーム条例、これも前号の老人ホーム条例と同様でございます。

784 ページ、条例第 220 号 壱岐市立特別養護老人ホーム附属デイ・サービスセンター条例、これも施設設置条例でございます。使用料、業務の委託につきまして規定をいたしております。

785 ページ、条例第 221 号 壱岐精神障害者福祉ホーム B 型設置及び使用に関する条例、この条例につきましても施設設置運営条例でございます。かたばる病院内にこれを置こうとするものでございます。したがって、設置につきましては、壱岐市郷ノ浦町片原触 2510 番地というふうになっておるところでございます。使用料につきましては、居宅使用料が月額 9,000 円

ということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 病院管理課長。

病院管理課長（上川 孝一君） 786ページでございます、条例第222号壱岐市医学生奨学資金貸与条例、修学の便宜を図り、もって有能な人材を育成するとともに、医師の確保を図り、市民の医師、福祉向上に寄与するということで設定をされております。医学生の奨学生の資格は、医師免許取得後7年を超えない期間内に本市病院に勤務をしようとする者でなければならないとなっております。これまでに6名の方が貸与を受けて医者になっておられます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 790ページをお願いします。条例第223号壱岐市三島航路事業に関する条例、この条例は本島と三島間をフェリーで結ぶ航路事業の設置及びその運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。第3条で、この航路の運営は、国の補助航路として壱岐市の直営とするとしております。第4条で、起点及び終点を大島港とし、寄港地を長島、原島、渡良浦、郷ノ浦港としております。運航方法の基本は定期運航とし、以下普通乗船運賃、第6条、第9条に、5ページでございます、自動車航走運賃、これは郷ノ浦町の例により現行どおり、7ページ、8ページ、記載のとおりでございます。

799ページ、条例第224号壱岐市三島航路船客待合所条例、これは第2条に掲げる5カ所の船客待合所を設置する条例でございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 800ページをお開きください。条例第225号壱岐市国民宿舍条例、市民並びに国民の保養及び健康の増進を図り、あわせもって観光産業等の振興に寄与するため、国民宿舍の設置を定めるものでございます。これには指定管理者制度の条文を追加をいたしまして、勝本町の例により作成をいたしたものでございます。3条に管理、4条には利用料金、その他整備をして作成をいたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） 805ページでございます。条例第226号壱岐市消防本部等設置条例でございます。この条例は、消防組織法第11条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署、括弧書きで支所及び出張所を含みます、の設置位置及び名称並びに消防署の管轄区域について定められております。以下、3条から6条まで署所の名称と、それから位置の記載がなされております。

807ページをお願いします。条例第227号壱岐市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例でございます。この条例は、本市に勤務する消防職員に賞じゅつ金または殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的といたしております。第3条に、賞じゅつ金と殉職者賞じゅつ金は490万から2,520万円の範囲内で、以下功勞の程度によって別表で定められております。2号で、障害者賞じゅつ金は2,060万円を上限として、別表の障害の等級によって金額は定められております。

810ページをお願いします。条例第228号壱岐市消防関係手数料条例、この手数料条例は、主に第2条でございますが、1号から7号までの危険物施設におきますところの許認可、それから水張り検査等々の事務手数料が主に規定がなされております。そのほか第3条で、火災その他いわゆる災害、罹災届、罹災に關しての証明手数料、これは350円でございますけれども、その規定がなされております。

826ページをお願いします。条例第229号壱岐市消防団の設置等に関する条例でございます。消防組織法第15条の第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域について定められております。第3条で、消防団の名称と管轄区域が記載されております。

827ページお願いをいたします。条例第230号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例でございます。第2条で、壱岐市の団員の定数は1,105人となっております。以下、各町で定められておられた条例のとおりでございます。あと12条でございますが、団員の報酬等が別表で記載をされております。これにつきましては、合併の協議の折に、従前のままで支給するというふうになった結果でございます。

831ページをお願いします。条例第231号壱岐市火災予防条例でございます。この条例は、ここの目次に記載されておりますように、第1章から第7章までの長い条例でございます。ページ数でいきますと、最後の892ページまで条例の規制がなされております。これは国の準則に基づいて作成をいたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 892ページをお開きください。条例第232号、壱岐市設置による郷ノ浦町肥育素牛導入資金貸付基金条例の失効に伴う経過措置を定める条例でございます。この条例は、調整をいたしまして、全部新しくなったわけでございますけれども、旧郷ノ浦町におきまして、肥育素牛導入資金貸付制度があったわけですが、これを廃止したわけですが、ところが、貸付制度を受けておられる方がまだ2件、2人おられます。その貸付償還までが17年の1月までと9月までが償還がまだ残っております。そうしたことで、この償還が完了するまでの間、この条例の失効に伴う経過措置が必要となっておりますので、その条例を定めるものでござ

います。償還完了で失効する旨の条項を入れまして、作成をいたしております。

893ページ、条例第233号でございます。これも同じような条例ですが、吉岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例でございますが、これは旧勝本町に人工授精技術料5,000円の助成制度がございます。その制度が15年度で調整の結果、廃止をするということになっておりますが、御承知のように、15年3月の暫定予算までは残りますので、平成16年3月末日まで、その効力を有しております。よって、4月1日をもって失効となりますので、その経過措置を定めたものでございます。

894ページをお開きをください。条例第234号吉岐市設置による勝本町観光事業振興条例の失効に伴う経過措置を定める条例でございます。この条例でございますが、これは旧勝本町におきまして観光振興条例ということで、あるホテルの建設事業といいましょうか、その観光振興条例が該当いたしておりました。その償還助成をされて、今償還年限が平成18年度まで残っております。そうしたことでこれを企業誘致の方に全部条例を改正しましたので、この措置が18年度まで残っていると、有効になっておるといことですので、有効期限を失うまでの間の経過措置を定めたものでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

教育次長（鳥巢 修君） 895ページ、条例第235号でございます。吉岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」設置条例でございます。これは離島センターの前に地域と学校と共有し合える体験型の総合学習施設ということで整備をされておるものでございます。第1条に書いてありますように、民族及び芸術に関する調査研究資料を収集、保存するとともに、生涯学習活動や教育普及活動に資するということでございます。場所は第2条に書いてあるとおりでございます。管理、あるいは事業、そして利用時間、それから職員、資料等について規定をするものでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 承認の第2号でございます。平成15年度吉岐市一般会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成15年度吉岐市一般会計暫定予算について、地方自治法の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めます。

1ページでございます。専決第2号、平成15年度吉岐市一般会計暫定予算でございます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ81億4,074万5,000円と定めております。第2条は繰越明許費、第3条は債務負担行為、第

4条は地方債についてそれぞれ定めております。

第5条は一時借入金でございまして、一時借入金の借り入れ額の最高額は10億円といたしております。第6条は歳出予算の流用について定めております。

3ページお願いいたします。第1表の歳入でございまして、歳入につきましては、各町の平成15年度歳入予算額の未収入額を基本として編成をいたしております。

1款の市税でございまして、1項の市民税、2項固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、これは旧勝本町の方でございまして、6項の都市計画税、これは旧郷ノ浦町の方でございまして、これらの3月の収入見込み額1億7,739万5,000円を計上いたしております。

次に2款の地方譲与税でございまして、自動車重量譲与税、地方道路譲与税につきましては3月の譲与見込み額、3項の航空機燃料譲与税、これは旧石田町の方でございまして、これにつきましても3月の譲与見込み額を計上いたしております。

3款の利子割交付金、4款の地方消費税交付金、5款のゴルフ場利用税交付金、これは旧勝本町の方でございまして、

それから6款の自動車取得税交付金につきましては、それぞれ3月の交付見込み額を計上いたしております。

8款の地方交付税につきましては、特別交付税の3月の交付見込み額を計上いたしております。

9款の交通安全対策交付金につきましては、3月の交付見込み額でございまして、

次に4ページをお願いいたします。10款の分担金及び負担金でございまして、1項の分担金でございまして、災害復旧費の分担金、県営ため池整備事業の分担金等を計上いたしております。

2項の負担金でございまして、保育所入所負担金、老人保護措置費負担金、漁民センター建設事業負担金等を計上いたしております。

11款の使用料及び手数料でございまして、1項の使用料につきましては、各行政財産の使用料でございまして、2項の手数料でございまして、ごみ処理手数料、それから家畜診療所協議会の開催に伴いまして、家畜診療等手数料を計上いたしております。

12款の国庫支出金でございまして、1項の国庫負担金でございまして、民生費、衛生費、災害復旧費の負担金を計上いたしております。また、今回の市制の施行に伴いまして、生活保護費の負担金を2,003万2,000円計上いたしております。これにつきましては、補助率は4分の3でございまして、次に2項の国庫補助金でございまして、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費補助金など6億8,263万1,000円を計上いたしております。また、生活補助費の補助金といたしまして、機器の導入経費といたしまして126万円、これは100%の補助金でございまして計上いたしております。3項の国庫委託金でございまして、国民年金事務費委託金などを計上いたしております。

13 款の県支出金でございますが、1 項の県負担金、2 項県補助金につきましては、国庫負担金補助金等と同内容でございます。3 項の県委託金につきましては、県民税徴収取り扱い費委託金、衆議院議員総選挙委託金などを計上いたしております。

14 款の財産収入でございますが、1 項の財産運用収入、これは普通財産の土地・建物貸付収入、ふるさと市町村圏基金の利子を計上いたしております。2 項の財産売り払い収入ですが、これは堆肥売り払い収入等を計上いたしております。

16 款の繰入金でございますが、1 項の特別会計繰入金、2 月末の打ち切り決算によりまして、特別会計で資金不足を生じたところがございまして、一般会計から繰りかえ運用をいたしております。その分の一般会計への繰り入れでございます。2 項の基金繰入金でございますが、家畜導入事業資金供給事業の繰入金、栽培漁業振興基金の繰入金でございます。

次に5 ページをお願いいたします。3 項の貸付金元利収入でございますが、これは地域総合整備資金の元金収入、商工業振興資金預託金元金収入等を計上いたしております。4 の雑入金でございますが、これは旧町の決算剰余金を計上いたしております。

19 款は市債でございまして29 億6,520 万円を計上いたしております。

次に7 ページからは歳出でございますが、歳出につきましては事項別明細書の方で説明をさせていただきますので11 ページをお願いいたします。

第2 表の繰越明許費でございます。繰り越しの理由といたしましては、用地交渉の遅延、地元協議、許認可申請、補助内示等のおくれ等によりまして、以下の事業について繰り越すことにいたしております。

2 款1 項でございますが、事業名が初山開発事業。これは旧郷ノ浦町の初山開発の道路整備事業の分でございます。次が、郷ノ浦港駐車場整備事業、これは旧郷ノ浦町の郷ノ浦港に建設をいたしております自動式駐車場の整備事業の分でございます。

次に6 款1 項でございますが、ふるさと農道緊急整備事業、これは旧郷ノ浦町の泉が山地区の農道整備事業の分でございます。県営老朽ため池整備事業、これは旧勝本町の四徳地区の老ため池の整備事業でございます。次が、芦辺地区農村総合整備事業でございます。2 項の林業費で自然災害防止事業、これは旧郷ノ浦町の分でございます。3 の水産業費で八幡地区特定漁港整備でございます。

次に8 款土木費の2 項の道路橋梁費でございます。道路橋梁新設改良事業で、旧郷ノ浦町で有安本線ほか1 路線で1,600 万円、旧芦辺町の市道第2 中谷線ほか6 路線で8,616 万8,000 円の計1 億2 16 万8,000 円の繰り越しでございます。3 項の河川費でございますが、急傾斜地崩壊対策事業、これは旧郷ノ浦町の分でございます。次が筒城仲地区排水路整備事業、これは旧石田町の分でございます。5 項の都市計画費、まちづくり総合支援事業、これは旧

郷ノ浦町の方でございまして、本村元居線、金毘羅公園大谷公園線の整備事業の方でございまして、6項の下水道費下水道事業特別会計繰り出し金でございまして、これは旧郷ノ浦町の下水道事業の繰り出し金でございまして、7項の住宅費でございまして、公営住宅建設事業、これは旧郷ノ浦町の今宮団地の建設事業の方でございまして、

次10款教育費の5社会教育費生涯学習施設整備事業、これは旧芦辺町のまなびの館建設事業でございまして、次が石田地区の図書館整備事業、それから11款の災害復旧費でございまして、1項の農林水産施設災害復旧、農地及び農業用施設災害復旧事業でございまして、郷ノ浦町で18カ所、勝本町で20カ所の繰り越しでございまして、次が、漁港施設災害復旧事業で、これは旧郷ノ浦町の方でございまして13事業でございまして、次が、公共土木施設災害復旧事業でございまして、これは旧郷ノ浦町で7カ所、石田町で2カ所、芦辺町で3カ所、計12カ所の方でございまして、合計で9億7,830万5,000円といたしております。

次12ページは、第3表で債務負担行為について定めております。

次に13ページをお願いいたします。第4表地方債でございまして、一般公共事業債ほか11事業について、それぞれ限度額を定めております。合計で29億6,520万円でございます。

次に52、53ページをお願いいたします。52ページでございまして、3の歳出でございまして、歳出予算につきましては、平成16年3月分の支出または債務の負担のあるものについて計上いたしております。基本的には、平成16年2月までの各町予算の執行残としております。それに壱岐市で新たに設置をされました福祉事務所、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者福祉ホームB型事業、かたばる病院事業等について計上いたしております。各町の歳出執行残の計上科目につきましては、基本的には各町の執行残をそのまま壱岐市の各諸費に計上いたしておりますが、議会費それから職員給与費、選挙費、農業委員会費等につきましては、本庁費に計上いたしております。

それでは1款の議会費でございまして、ここでは主に議員報酬、職員給与費について計上いたしております。

次、2款1項1目の一般管理費でございまして、ここでも職員給与費でございまして、

次55ページをお願いいたします。15の工事請負費で1,603万7,000円を計上いたしております。これは郷ノ浦支所費の総合行政ネットワーク整備工事請負費でございまして、

次に59ページをお願いします。2款1項5目の財産管理費でございまして、次のページをお願いいたします。15の工事請負費で9,193万1,000円計上いたしております。これは本庁費の仮本庁舎改修工事請負費3,241万9,000円、それから郷ノ浦支所費の駐車場の整備工事請負費4,040万円、それから芦辺支所費の庁舎等の改修工事請負費、これは庁舎の空調設備の改修工事でございます。計上いたしております。25の積立金につきましては、ふるさと市

町村圏基金の積立金でございます。

次に64、65ページをお願いします。2款1項6目の企画費でございます。この中で工事請負費1,441万円計上いたしておりますが、これは郷ノ浦支所費の初山開発道路整備工事請負費、これは先ほどの繰り越し事業の分でございます。それから、石田支所費の中に時計等の設置工事請負費441万円を計上いたしております。

次に66、67ページでございます。2款1項7目の電算業務費でございますが、13委託料で1億2,448万2,000円を計上いたしておりますが、これはシステムの開発委託料でございます。18節の備品購入費は3,150万円は、庁用器具の購入費でございます。

次に68、69ページをお願いいたします。2款1項10目の地籍調査費でございます。次のページをお願いいたします。71ページでございますが、13の委託料で5,725万5,000円でございます。主なものは、数値情報化の委託料でございます。次に一番下の行の12目の合併関連事業費でございますが、72、73ページをお願いいたします。15の工事請負費で1,409万4,000円を計上いたしております。これはメガデータネットワーク整備工事費、農村整備積算システムの移転工事費を計上いたしております。

次に2款2項1目の税務総務費でございます。次のページをお願いいたします。ここで19節がございますが、負担金補助および交付金でございますが2,000万円を計上いたしております。これは、郷ノ浦支所費の還付不納金でございます。それから23節の償還金利子及び割引料でございますが2,000万円、これは郷ノ浦支所費の過誤納還付金でございます。

次に80ページ、81ページをお願いいたします。3款民生費の社会福祉総務費でございます。次のページをお願いいたします。20節の扶助費でございます。28節の繰り出し金でございます。22万6,000円、これが今回、かたばる病院へ併設をされました精神障害者福祉ホームB型事業の運営費の繰り出し金でございます。

次に87ページをお願いいたします。3款1項2目の社会福祉施設費でございますが、ここで工事請負費で2,000万円を計上いたしておりますが、これは郷ノ浦支所費のデイサービスセンター建設予定地の敷地造成工事費でございます。

次のページをお願いします。3の老人福祉費でございます。ここで20の補助費が1,879万8,000円でございます。それから28の繰り出し金でございますが、これは老人保健事業特別会計への繰り出し金でございます。

次のページ、90ページ、91ページをお願いします。4の国民健康保険事業費でございます。これは、国民健康保険事業特別会計への繰り出し金について計上いたしております。

次の92、93ページでございますが、3款1項5目の介護保険事業費でございます。これは繰り出し金で介護保険事業特別会計への繰り出し金を計上いたしております。

次に97ページをお願いいたします。3款2項4目の保育所費でございますが、主にここは職員給与費、それから委託料で郷ノ浦支所費に保育園児入所委託料、これは沓岐保育園の分でございます。計上いたしております。

次に100ページ、101ページをお願いいたします。3款3項1目の生活保護総務費でございます。ここでは職員の人件費、それから13節の委託料としましてレセプト点検業務の委託料、それから負担金補助および交付金で県派遣職員の負担金を計上いたしております。次、2目の扶助費でございます。これは3月に支給をされました生活扶助費でございます。2,671万円でございます。

次に105ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費でございますが、ここは繰り出し金2億4,877万5,000円でございますが、これは簡易水道事業特別会計への繰り出し金が主でございます。

次に111ページをお願いいたします。4款1項4目の病院費でございます。ここで繰り出し金で5,976万2,000円でございます。この中に今回のかたばる病院分といたしまして1,330万6,000円がこの中に含まれております。

次に113ページをお願いいたします。4款2項2目の塵芥処理費でございますが、委託料といたしまして3,639万6,000円、これは施設の管理委託料でございます。工事請負費につきましては、勝本クリーンセンターの設備等の修繕工事費、芦辺クリーンセンターの焼却灰保管施設の整備工事費を計上いたしております。

次に117ページをお願いいたします。4款2項3目のし尿処理費でございますが、ここ委託料でございます。これも施設の管理委託料が主なものでございます。

次に120、121ページでございます。6款1項3目の農業振興費でございますが、次の123ページの19節をお願いいたします。8,335万9,000円計上いたしております。これは各種補助金が主なものでございます。

次に129ページをお願いいたします。6款1項4目の畜産業費でございますが、ここも19節の負担金補助および交付金でございますが、これも各種補助金でございます。それから25の積立金でございますが、家畜導入事業、資金供給事業基金の積立金でございます。

それから134、135ページをお願いいたします。6款1項5目農地費でございます。13の委託料7,154万4,000円、これは測量設計業務委託料でございます。15の工事請負費でございますが、これは農道の整備工事費でございます。それから19節の負担金補助および交付金でございますが、これは県営事業費の負担金等でございます。

次に139ページをお願いいたします。6款2項2目林業振興費15節の工事請負費でございます。7,724万2,000円、これは自然災害防止事業の工事請負費でございます。それと林

業作業道の改良工事請負費を計上いたしております。

次に143ページをお願いいたします。6款3項2目の水産業振興費でございます。19節でございますが1億871万4,000円でございますが、これは各種補助金等が主なものでございます。

次に145ページでございます。6款3項4目の漁港漁場整備費でございますが、主に15節の工事請負費で郷ノ浦支所費で水産基盤整備工事請負費、芦辺支所費で漁港漁場整備工事請負費を計上いたしております。

次の146ページでございますが6款3項5目の漁業集落環境整備費でございます。工事請負費1,700万円でございますが、芦辺支所費の漁業集落環境整備工事請負費を計上いたしております。繰り出し金は、漁業集落排水事業特別会計への繰り出し金でございます。

次に148ページでございます。7款1項4目の観光費でございますが、工事請負費の2,991万6,000円、これは勝本支所費の次のページ、151ページでございますが、国民宿舎吉岐島荘側溝整備工事費それからイルカパークの整備工事費、芦辺支所費で21世紀まちづくり推進総合支援工事請負費それから観光施設改修工事請負費を計上いたしております。

次に155ページをお願いいたします。8款2項3目の道路橋梁新設改良費でございます。次のページをお願いいたします。13の委託料でございますが、これは測量設計業務委託料でございます。15節の工事請負費でございますが、道路改良工事請負費を計上いたしております。なお、詳細につきましては、議事日程表の次のところに15年度暫定予算の主要事業の一覧表をつけさせていただいておりますので、そちらの方をごらんになっていただきたいと思います。それから19節1,800万円でございますが、これは県営事業費の負担金でございます。

次に159ページをお願いいたします。8款3項1目の河川総務費でございます。13の委託料につきましては測量設計業務委託料、それから工事請負費は河川等維持補修工事費を計上いたしております。

次に163ページをお願いいたします。8款5項4目の一番下でございます。土地区画整理費でございますが、次のページをお願いいたします。工事請負費で9,441万5,000円、これは郷ノ浦支所費のまちづくり総合支援事業工事請負費でございます。次の8款6項1目の公共下水道費は、郷ノ浦支所費の下水道事業特別会計への繰り出し金でございます。

次に167ページをお願いいたします。8款7項2目の住宅建設費でございますが、工事請負費でございます。郷ノ浦支所費の公営住宅建設工事請負費、それから次のページでございますが、石田支所費で公営住宅建設工事請負費、これは北中尾住宅でございます。その分を計上いたしております。

次の9款1項1目の常備消防費でございますが、主に職員給与費でございます。

次に195ページをお願いします。一番下の行でございますが、10款5項5目の図書館費でございます。次のページをお願いいたします。工事請負費で4,000万円計上いたしております。これは石田支所費の図書館整備工事請負費でございます。次の10款5項6目の文化財保護費でございますが、工事請負費で9,439万円は芦辺支所費の次のページをお願いします。生涯学習施設建設工事請負費について計上いたしております。

次に205ページをお願いいたします。下の方で11款の災害復旧費でございます。1目の農地及び農業用施設災害復旧費でございますが、次のページをお願いいたします。工事請負費でございますが1億8,157万8,000円につきましては、災害復旧工事費でございます。次の2目の漁港施設災害復旧費、これも工事請負費でございます。郷ノ浦支所費の漁港施設の災害復旧工事費でございます。

次の208、209ページをお願いいたします。11款2項1目の公共土木施設災害復旧費でございますが、ここも工事請負費で公共土木施設の災害復旧工事費を計上いたしております。

次に210、211ページをお願いします。12款の公債費でございます。これは3月の元利償還金それから一時借入金の利息を計上いたしております。

次に212、213ページの13款の諸支出金でございます。土地取得費でございます。これは郷ノ浦支所費の土地購入費でございますが、これは公立病院用地の購入の償還金でございます。それから13款の2項の公営企業費でございますが、これは郷ノ浦支所費の三島航路事業の特別会計の繰り出し金でございます。それから13款の3項で旧町借入金返済金でございます。これにつきましては旧町で、一般会計で15億2,700万円の一時借り入れを行っておりますので、その分の償還の科目でございます。

214、215ページでございます。14款の予備費でございますが、1,000万円を計上いたしております。

次に217ページをお願いいたします。給与費明細書でございますが、2の一般職(1)総括でございます。職員数が432名、給与費が2億2,996万4,000円になっております。手当の明細につきましては、次の表のとおりでございます。

それから218ページ、一番最後の表でございますが、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の合計のところを見ていただきたいと思いますが、一番右端でございます。15年度末の一般会計の現在高見込み額が273億4,104万8,000円の見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、議事日程表の次のところに資料といたしまして、旧町の決算の概要それから基金の現在高、そして平成15年度3月暫定の主要事業の一覧表を添付いたしておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 健康保健課長。

健康保健課長（小山田省三君） 承認第3号平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、専決第3号平成15年度壱岐市国民健康保険事業特別会計暫定予算について、説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。暫定予算の趣旨については、一般会計で説明のとおりでございます。平成15年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによります。事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳入それぞれ8億727万7,000円と、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,557万8,000円と定めるといたしております。

12ページをお開きください。歳入予算の主なものについて説明いたします。国民健康保険税については、一般被保険者分の医療給付費、介護納付金分の現年度滞納繰り越し分を合わせて1億4,037万4,000円を、退職被保険者分が同じく849万7,000円を計上いたしております。

14ページをお開きください。3款の国庫支出金の中で国庫負担金で、療養給付費当に係る分は2億1,610万1,000円を、高額医療共同事業負担金が460万4,000円、国庫補助金の中で国保の交付税とされる財政調整交付金が3億1,412万6,000円、4款の県支出金が国と同額の460万4,000円を計上しております。

16ページをお開きください。5款の療養給付費交付金は、支払い基金から交付される退職者医療交付金4,586万7,000円です。6款共同事業交付金は、国保連合会から交付される高額医療費共同事業の交付金1,884万円です。8款の繰入金は、一般会計から繰り入れされる保険税軽減による保険基盤安定分2,512万円、事務費的な職員給与費等422万2,000円、出産育児一時金の3分の2の繰入金が1,220万円、国保財政安定化のための繰り入れが810万5,000円、合わせて4,964万7,000円です。

20ページをお開きください。10款の貸付金元利収入は、年度当初、国保連合会に預託した元利合わせて424万2,000円の返還分でございます。

以上が、歳入に関する分でございます。

続いて、歳出について説明いたします。

22ページをお開きください。22ページから24ページは経常的なものでございます。24ページの2款保険給付費は、国保事業会計では診療費については3月分から翌年の2月分について1会計年度で処理されるため、一般分が2カ月分の3億495万6,000円を、退職分が同じく3,880万円を、療養費については1カ月分をそれぞれ計上しております。

26ページをお開きください。中ほどの2項の高額療養費については、一般、退職、それぞれ1カ月分を計上しております。

28ページをお開きください。3款老人保健拠出金、4款介護納付金は、第12期分の納付金額でございます。

30ページをお開きください。5款の共同事業交付金は、国保連合会に支払う第4四半期分でございます。

34ページをお開きください。9款諸支出金の中の旧町借入金は、2月29日、旧町の出納事務の閉鎖により、国保会計の歳入歳出の過不足調整による一時借入金2億916万円とその利息55万8,000円の返済及び一般会計との繰り替えによる繰り出し金5,805万6,000円です。

以上が事業勘定です。

次に、診療施設勘定について説明いたします。

吉崎市では、旧勝本町の国民健康保険直営診療所として、勝本診療所及び湯ノ本診療所を引き継いでおります。診療所では、老人ホームと特養ホームの診療もあわせて行っております。

40ページをお開きください。1款の診療収入は1月から3月分の3カ月分を計上しております。

44ページをお開きください。歳出でございますが、施設管理費は経常的なもので、18節の備品購入費は往診車が更新時期のための購入費でございます。

46ページをお願いします。2款の医業費では、医薬材料費の2カ月分1,200万円などです。4款の公債費は、地方債償還の元金及びその利息を計上しております。

以上で、平成15年度国民健康保険事業特別会計暫定予算の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は15時10分とします。

午後3時02分休憩

.....
午後3時13分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

健康保健課長。

健康保健課長（小山田省三君） 承認第4号平成15年度吉崎市老人保健特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、専決第4号平成15年度吉崎市老人保健特別会計暫定予算について、説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。暫定予算の趣旨については、一般会計同様でございます。平成15年度吉崎市の老人保健特別会計の暫定予算は、次に定めるところによります。歳入歳出

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,603万8,000円と定めるといたしております。

8ページをお開きください。歳入予算の主なものについて説明いたします。1款の支払い基金交付金は3月、4月に交付される現年度分5億9,855万2,000円を、審査支払い手数料交付金248万8,000円を計上しております。

2款の国庫支出金中、国庫負担金は医療費負担金現年度分9,935万5,000円を、過年度分1,561万3,000円を、国庫補助金は老人1,000人以上が対象の郷ノ浦、勝本、芦辺、3町分の187万8,000円を、3款の県支出金は2,418万9,000円をそれぞれ計上しております。

10ページをお開きください。4款の一般会計繰入金は、事務費ほか会計処理調整によるものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて説明いたします。

14ページをお開きください。1款総務管理費は、経常的な予算でございます。

2款医療諸費は、老人保健は3月診療から2月診療分までが1会計年度で処理させるため、医療給付費が2カ月分の6億6,781万6,000円を、療養費、高額療養費が1カ月分の930万2,000円を、審査支払い手数料は2ヶ月分の259万3,000円をそれぞれ計上しております。

3款諸支出金で償還金は、国県の精算返還金669万6,000円を計上しております。

16ページをお開きください。3款2項の旧町借入金返済金は、2月29日をもって旧町の出納事務の閉鎖により、老人保健特別会計の歳入歳出の過不足調整による一般会計との繰り替えによる繰り出し金5,760万1,000円です。

以上で、老人保健特別会計暫定予算の説明を終わります。

次に、承認第5号平成15年度壱岐市介護保険事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、専決第5号平成15年度壱岐市介護保険事業特別会計暫定予算について説明いたします。

1ページをお開きください。暫定予算の趣旨については、一般会計同様でございます。平成15年度壱岐市の介護保険事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによります。歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,580万1,000円と定めるといたしております。

歳入予算について説明いたします。

7ページをお開きください。1款介護保険料については、1号被保険者分として特別徴収が年6回支給される年金からの2月支給分からの徴収分5,219万4,000円を、直接納付される普通徴収分504万3,000円の合わせて5,723万7,000円を、3款の国庫支出金中、1項の国庫負担金は現年度分5,797万3,000円を、また14年度の精算分1,358万

2,000円を、2項の国庫補助金は介護保険の交付税と称される調整交付金が5,340万1,000円を、介護保険要介護認定事務に係る事務費交付金として378万5,000円をそれぞれ計上しております。

9ページをお開きください。4款の支払い基金交付金は2回交付分の1億1,878万4,000円を、5款県支出金は2回交付分の4,096万2,000円を、7款繰入金は事務費を含めた一般会計の繰入金4,371万1,000円をそれぞれ計上しております。

11ページをお開きください。9款諸収入の雑入は旧町の15年度決算余剰金の2,560万8,000円です。

続いて、歳出について説明いたします。

13ページをお開きください。13ページから15ページの総務費は、経常的な予算です。15ページの2款の介護給付費は、介護保険給付は3月分から翌年の2月分までを1会計年度で処理されるため、それぞれ2ヶ月分の予算を計上しております。

17ページをお開きください。4款の基金積立金は、1号被保険者の分として1,204万4,000円を、6款の諸支出金中、償還金は国県から交付された補助金を3月に精算による分の925万7,000円です。

19ページをお開きください。6款2項の借入金返済は、2月29日をもって旧町の出納事務の閉鎖により、介護保険事業会計への歳入歳出の過不足調整による一般会計との繰り替えによる繰り出し金2,000万円です。

以上で、介護保険特別会計暫定予算の説明を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 承認第6号平成15年度吉野市簡易水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決第6号平成15年度吉野市簡易水道事業特別会計暫定予算でございますが、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,153万1,000円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入、1款分担金および負担金から2款使用料及び手数料につきましては、経常費的なものでございますので、説明を省略させていただきます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金3億7,500万円でございますが、これは郷ノ浦町の志原、初山地区及び芦辺町の箱崎、国分地区の簡易水道施設整備費事業費に対する補助金でございます。

10ページをお願いいたします。4款県支出金から5款財産収入につきましては、費目の存目として計上しております。

次の6款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金2億4,877万5,000円ござい

ますが、これは一般会計からの繰入金でございます。

次に7款繰越金、8款諸収入1項市預金利子につきましては、費目の存目として計上しております。

12ページをお願いいたします。8款諸収入2項雑入1目雑入6,911万8,000円につきましては、道路改良工事によります水道管布設がえ補償金及び合併の折、旧町での出納閉鎖によります決算剰余金でございます。

次に9款市債1項市債1目簡易水道債2億9,110万円でございますが、これは簡易水道事業に対します借り入れ分でございます。

14ページをお願いいたします。歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、16ページの2目施設管理費につきましては、経常経費的なものでございますので、説明を省略させていただきます。

18ページをお願いいたします。2款施設整備費1項簡易水道施設整備費1目簡易水道施設整備費事業費3億2,033万6,000円でございますが、これは郷ノ浦町の志原、初山地区簡易水道施設整備事業と芦辺町の箱崎、国分地区の老朽管水道管布設がえ工事に係る工事費でございます。

次に18ページから20ページにかけて、3款公債費1項公債費につきまして、簡易水道整備事業の借り入れに対します償還金でございます。1目元金5,805万2,000円、2目利子6,922万6,000円でございます。

次に4款諸支出金1項旧町借入金返済金1目旧町借入金返済金5億9,009万7,000円でございますが、旧町での一時借入金の返済金で、一般会計への繰り出し金等でございます。

22ページをお願いいたします。5款予備費1項予備費1目予備費25万円の予備費でございます。

次に、繰越明許費でございますが、4ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費857万円の繰越明許費でございますが、これは水道管布設がえ工事費でございますが、勝本町湯ノ本地区の県道改良工事、芦辺町瀬戸地区の漁業集落排水事業に伴いましたの布設がえ工事の明許繰り越しでございます。4月に完了予定としております。

歳入歳出暫定予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出を6ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、承認第7号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決第7号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定予算でございますが、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,509万6,000円と定めるものでございます。

14ページをお願いいたします。歳入、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料につきましては、経常費的なものでございますので、説明を省略させていただきます。

次に3款国庫支出金1項国庫補助金1目土木費補助金1節都市計画費補助金4億5,235万円でございますが、これは郷ノ浦町で建設しております中央水処理施設関連工事に対する公共下水道事業費補助金でございます。

16ページをお願いいたします。4款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金3億1,014万1,000円でございますが、これは一般会計からの繰入金でございます。

次の5款繰越金、6款諸収入につきましては、存目として計上しております。

次に7款市債1項市債1目下水道事業債2億2,160万円でございますが、これは公共下水道事業に対します借入金でございます。

20ページをお願いいたします。歳出、1款総務費1項総務管理費、2項施設管理費につきましては、経常費的なものでございますので、説明を省略させていただきます。次に1款総務費2項下水道建設費1目下水道建設費7億3,662万円でございますが、これは郷ノ浦町で施工しております元居トンネル横の中央水処理センター建設で、造成工事ほか下水管布設工事等の工事費でございます。

22ページをお願いいたします。2款公債費1項公債費1目元金1,886万9,000円、2目利子897万3,000円につきましては、借り入れに対する償還金でございます。

24ページをお願いいたします。3款諸支出金1項旧町借入金返済金1目9町借入金返済金2億1,270万1,000円でございますが、これは旧町の一時借入金元金返済金で、一般会計への繰り出し金でございます。

4款予備費1項予備費1目予備費5万円の予備費でございます。

次に、繰越明許費でございますが、4ページをお願いいたします。1款総務費2項下水道建設費、事業名公共下水道事業4億5,400万円でございますが、これは郷ノ浦町中央水処理施設工事におきまして、水処理区域の区域変更等の許認可に時間を要したために、繰り越しをお願いするものでございます。

次に5ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、事項といたしまして、郷ノ浦町で実施しております中央水処理センター本体建設工事でございます。期間は平成16年度中にいたします。限度額を1億8,398万円を実施するようにしております。歳入歳出暫定予算事項別明細書につきましては、歳入を9ページに、歳出を10ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、承認第8号平成15年度吉岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明申し上げます。

専決第8号平成15年度吉崎市漁業集落排水整備事業特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,822万8,000円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入、1款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料24万6,000円を見込んでおります。これは石田町、芦辺町分でございます。

2款県支出金1項県補助金1目農林水産業費補助金1億2,578万円でございますが、これは芦辺町瀬戸地区で実施しております漁業集落環境整備補助金、漁村生活環境整備事業費交付金でございます。

次に3款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金4,075万2,000円でございますが、これは一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金1項繰越金494万9,000円は、前年度繰越金でございます。

9ページをお願いいたします。5款諸収入3款雑入1目雑入につきましては、存目として計上しております。

6款市債1項市債1目下水道事業債8,650万円でございますが、芦辺町で実施しております漁業集落環境整備事業の借り入れでございます。

11ページをお願いいたします。歳出、1款総務費1項総務管理費2項施設管理費につきましては、経常経費的なものですので、説明を省略させていただきます。1款総務費2項漁業集落排水整備費1目漁業集落排水整備費1億7,534万3,000円でございますが、これは芦辺町瀬戸地区の下水管の埋設工事に係るものでございます。

2款公債費1項公債費1目元金320万1,000円、2目利子288万7,000円は借り入れに対する償還金でございます。

次に4款諸支出金1項旧町借入金返済金1目旧町借入金返済金7,098万2,000円につきましては、旧町での一時借入金の元金利子の返済金でございます。

次に繰越明許費でございますが、3ページをお願いいたします。1款総務費2項漁業集落排水整備費、事業名、漁業集落環境整備事業1,951万円でございますが、これは芦辺町瀬戸地区の下水管布設工事が町部であったため、道路事情により交通問題等の調整に時間を要したため、繰り越しをお願いするものでございます。工期は4月までとしております。

歳入歳出暫定予算事項別明細書につきましては、歳入を4ページに歳出を5ページに記載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、説明申し上げ御報告いたしました。御承認賜りますようお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市民福祉課長。

市民福祉課長（川畑 文隆君） 認定第9号平成15年度吉崎市老人ホーム特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。専決第9号平成15年度吉岐市の老人ホーム事業特別会計の暫定予算は、歳入歳出それぞれ2,856万5,000円であります。一時借入金の借入額の総額は3,000万円でございます。

8ページ、9ページをよろしくをお願いします。歳入の主なものを説明いたします。2款繰入金一般会計繰入金1,148万4,000円、これは退職手当組合費の負担金、それから老人ホームの市債償還金等の目的で繰り入れております。

4款諸収入雑入、入所者の電気使用料と2月決算段階での吉岐広域圏町村組合決算剰余金として繰り入れております。

5款財産収入につきましては、存目でございます。財政調整基金等の利子でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。6款分担金及び負担金で民生費負担金、老人保護措置負担金でございます。1,472万8,000円、実は4月にさかのぼりまして措置費の減額がございまして、4月から今年の2月までの減額分204万8,500円を2月分の措置費から引いております。これの補てんといたしまして、先ほど申し上げました決算剰余金からの繰越金として、これを雑入として補てん金として入れております。

8款県支出金につきましては、長崎県高齢者福祉人材育成事業委託金、これは学校卒業後に無就職であった者についての就職するという約束で、補助金が100%ついております。6名の賃金で臨時雇いをやっております。

次の12ページ、13ページの歳出の主なものを御説明いたします。1項老人ホーム費、事務費につきましては、職員給与費が主なもので18名の職員給与費でございます。そして一般管理費は、嘱託職員等の報酬等でございます。2の保護費、これは次のページでございますけれども、主に食材等の賄い費とそれから光熱水費等が主でございます。

14ページ、15ページをお願いします。2款の公債費につきましては、地方債残金償還額が1,062万6,000円でございます。3款の基金積立金につきましては、財政調整基金積立金としまして95万円を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、承認第10号平成15年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。平成15年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計の暫定予算は1億215万6,000円であります。一時借入金の最高額は3,000万円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入の主なものを申し上げます。1項の介護給付費収入、1番介護サービス費として6,234万円、それから利用者負担金収入622万円、介護

サービス計画費収入、これはデイサービス部門におけるケアプラン等の作成料でございます。いずれも2カ月分を計上いたしております。

それから2款の財産収入につきましては、利子配当としまして45万5,000円、寄附金については、これは忌明け等の寄附があった場合の存目でございます。

次の10ページ、11ページをお願いします。雑入といたしまして、2月決算での吉岐広域圏町村組合決算剰余金としまして3,230万円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳出の主なものを説明いたします。施設介護サービス事業費としまして、事務費として2,098万2,000円、主に職員給与費29名分と一般管理費、嘱託職員5名分の人件費等でございます。それから2の介護費につきましては、同じように賄い料等が主でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3項通所介護サービス事業費、これはデイサービスでございますけれども、主で278万4,000円でございますが、主に職員給与1人分、それから嘱託職員5名分の人件費でございます。

16ページ、17ページをよろしくをお願いします。2款の基金積立金としまして、財政調整基金積立金としまして6,362万3,000円、それから施設整備基金積立金としまして245万5,000円を計上いたしております。3款の公債費につきましては、元金としまして地方債、元金償還費としまして204万4,000円、地方債利子償還費としまして119万9,000円でございます。予備費としまして320万円を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、承認第11号でございます。平成15年度吉岐市精神障害者地域生活センター事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。専決第11号でございますが、これは新規事業でございます。国立病院の移譲の伴いまして、その跡地におきまして精神障害者生活支援センター、通称ひまわりということで開設をいたしました。これは、主に精神障害者の皆さんからのさまざまな相談と、必要に応じた助言、そして施設等福祉サービスについての紹介をつなぐ機関でございます。主に調理、掃除、その他、日常生活上のお世話の指導、それから自主活動や地域家族との交流事業等の提供、そして自立して生活ができるような必要な情報の提供というところでございます。施設長1名、それから精神保健福祉士1名、社会復帰指導員の3名、計5名で運営予定でございます。

それでは、予算の方1ページをお願いします。平成15年度吉岐市の精神障害者地域生活支援センター事業特別会計の暫定予算は、歳入歳出それぞれ495万円であります。一時借入金の最高額は500万円でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。歳入の主なものでございますが、県補助金で精神障害者地域生活支援事業施設運営費県補助金、これは基準額の1ヶ月分でございますけれども171万4,000円でございます。それから施設整備としまして、精神障害者地域生活支援センター施設等整備費県補助金としまして323万5,000円、これは総事業費の4分の3でございます。

次のページ、10ページ、11ページをお願いします。歳出の主なものの説明をいたします。運営費としまして、運営費嘱託職員報酬、4名の嘱託職員の人件費でございます。そして、賃金雇いの3名の指導員の賃金等でございます。それから、施設整備費でございますけれども、これは施設整備費として323万5,000円を組んでおります。この中で実は3月の開設以前に、2月までに施設整備あるいは備品等の整備を前もって整備しなければできませんでしたので、あらかじめ一般会計で立てかえたような形になっておりますが、県の補助金が3月にしか交付されませんでしたので、3月の予算では一般会計に繰り出し金ということで予算計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、承認第12号平成15年度吉崎市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。これも先ほど申し上げましたが、国立病院の移譲に伴って併設されました施設でございます。新規事業でございます。精神障害者福祉ホームB型は、主に障害が相当程度改善している、社会生活に大体なじめる状況の症状である精神障害者の皆様に対して、社会復帰と家族の復帰の援助をするための目的とさせていただきます。当初は14床でスタートいたしますけれども、公立病院が完成いたしました折には20床ということで、また改めてスタートいたします。全体で900平米の施設でございます。管理人1名、精神保健福祉士1名、指導員2名の4名で事務を運営していきます。これは3月時点の2月までの入所申請が6名ございまして、さきに判定委員会をいたしまして、3名の方が判定委員会で入所決定いたしまして、3月中に入所する予定でございます。なお、続いて3月中にも申請がございましたら、判定委員会を開きまして入所を促したいと思っております。

予算の方の説明をいたします。

1ページでございますが、平成15年度吉崎市の精神障害者福祉ホームB型の事業特別会計の暫定予算は、歳入歳出それぞれ366万4,000円でございます。一時借入金の最高額は350万円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入の主なものを御説明いたします。県補助金で精神障害者福祉ホームB型運営費県補助金としまして158万3,000円、これも月額基準額で

ございます。それから精神障害者福祉ホームB型施設等整備費県補助金173万5,000円、これは総額の4分の3の補助でございます。そして、居宅使用料としまして、先ほど条例の中でございましたけれども、これは入居使用料につきましては、1月9,000円でございます、9,000円の10人分ということで9万円計上いたしております。それから、一般会計の繰入金でございますけれども、これは当初の整備の中で若干補助金では賄えない部分がございますので、その不足分といたしまして22万6,000円を繰り入れております。諸収入といたしましては、住居者の電気代でございます。

次の10ページ、11ページお開きください。歳出の主なものを申し上げます。運営費で職員給与費、これは管理人、施設長の1名分の人件費と運営費の嘱託職員2名分、それからこの中で下の方から、中ほどよりも下にありますけれども、施設管理業務委託料といいますのは、夜間警備それから夜間指導のために13万8,000円組んでおりますが、これは2名で交代で夜間指導をいたします。そして、施設整備といたしましては173万5,000円、庁用器具と一般会計繰り出し金につきましては、これも先ほど申し上げました県の補助金が3月交付でございましたので、事前の準備としまして一般会計で立てかえた形になっておりますので、一般会計に繰り出し金としまして109万円を計上いたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦町支所長。

郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 承認第13号平成15年度壱岐市三島航路事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明いたします。

予算書1ページをお願いします。平成15年度壱岐市の三島航路事業特別会計の暫定予算は、歳入歳出それぞれ6,546万円と定め、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めます。

12ページ、13ページをお願いします。歳入、使用料、船舶使用料220万円、これは1カ月分を計上いたしております。

2款の国庫支出金、航路費補助金、これは年間分赤字補てん分3,000万円が3月に入る見込みでございます。

次に18ページ、19ページ、歳出でございます。1款運行費の一般管理費、これは一般職4人、海事職6人の給与、人件費が主なもので、一般的な管理経費でございます。

2目の業務管理費、これは燃料費、2カ月分が主なものでございます。2項の施設整備費では、21ページ、船客待合所整備工事請負費、これは大島の船客待合所の整備工事でございます。

3款諸支出金でございますが、旧町の一時借入金返済金4,774万1,000円を見込んでおります。

以上でございます。

次に、承認第14号平成15年度壱岐市農業機械銀行特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。専決第14号平成15年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の暫定予算は、歳入歳出それぞれ1,575万9,000円と定めます。

12ページ、13ページをお願いします。歳入、使用料、機械使用料574万9,000円、これは1カ月分を計上いたしております。

次に14ページ、15ページです。雑入、これは旧郷ノ浦町15年度決算剰余金1,000万円が主なものです。

次に18ページ、19ページ、歳出、一般管理費、これは農作業の分の労務賃金等が主なものです。あと公園管理費と施設等の管理費、文化ホール、道路等の管理費分を計上いたしております。合わせて571万円です。

2款の基金積立金、減価償却基金積立金1,000万円計上いたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

水産課長（今村 光一君） 承認第15号平成15年度壱岐市芦辺港ターミナル事業特別会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

予算書をお開き願います。平成15年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ856万2,000円と定めるものでございます。

それでは、収入より御説明を申し上げます。6ページから7ページをお開き願います。施設の使用料として31万3,000円を計上いたしております。次に県補助金といたしまして、新漁村コミュニティ基盤整備事業補助金810万円を計上いたしております。3款繰入金は、一般会計より14万7,000円を計上いたしております。4款、5款につきましては、費目の存目でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。施設の管理費として、消耗品費、役務費を計上しております。次に、委託料といたしまして建物の設計管理委託費、建物本体の設計業務委託費760万7,250円と仮待合所設計業務契約委託金94万5,000円、合計855万3,000円を計上いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 公立病院事務長。

公立病院事務長（竹下 立喜君） 承認第16号平成15年度壱岐市病院事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。専決第16号平成15年度壱岐市病院事業会計暫定予算の御説明を申し上げます。業務の予定量でございますが、壱岐公立病院事業、病床数174床、一般病床100床、精神70床、感染症4床。年間患者数、3月のみでございますが、入院患者4,402名、外来患者9,200人、1日平均患者数、お示しのとおりでございます。

2のかたばる病院事業でございますが、病床数74床、一般病床が20床、結核6床、療養病床48床でスタートいたしております。年間患者数、入院患者1,531人、外来患者345人といたしております。1日平均患者数は、お示しのとおりでございます。

次ページをお願いします。収益的収入及び支出でございます。壱岐公立病院事業収益2億2,124万8,000円、事業収益1億7,375万1,000円、医業外収益、特別利益につきましては、お示しのとおりでございます。特別利益、また特別損失等出てまいりますけれども、これは医療保険の過誤減点増減などの積み立ての分でございます。第2款かたばる病院事業収益4,131万6,000円、医業収益といたしまして2,796万5,000円、医業外収益、特別収益、お示しのとおりでございます。

支出でございますが、第1款壱岐公立病院事業費用、第1項医業費用でございますが2億2,124万8,000円、第1項医業費用1億6,275万2,000円、医業外費用2,805万3,000円、特別損失1,000、2,000円、予備費に2,944万1,000円充てております。第2款かたばる病院事業費でございますが4,131万6,000円、第1項医業費用4,130万8,000円、医業外費用、特別損失予備費、それぞれお示ししたとおりでございます。

資本的収入及び支出でございますが、収入の部でございますが、第1款壱岐公立病院資本的収入3,270万円、第2項の出資金でございますが2,265万8,000円、企業債存目で補助金でございますが1,004万円でございます。このところで資本的収入計画では、当然、病院事業建築費が計上されるべきでございますけれども、一部事務組合が2月末で閉庁でございます。したがって、平成15年度壱岐公立病院の移転新築更新につきましては、一組の予算の経理で事務は終了いたしております。要するに2月末で決算ということになるわけでございますが、第2款かたばる病院資本的収入でございますが、これは存目にいたしております。

支出でございますが、第1款壱岐公立病院資本的支出2,406万8,000円、建設改良費の497万8,000円、第2項の企業債償還金1,909万円でございますけれども、これは企業債関係の償還金でございます。第2款かたばる病院資本的支出でございますけれども、これは存目にいたしております。

続きまして、債務負担行為でございますけれども、これは平成15年当初予算計画をいたしまして、引き続き計上いたしておるところでございます。事項といたしましては、壱岐公立病院建築整備事業、期間平成16年度、限度額は工事費37億887万3,000円でございます。一時借入金でございますけれども、壱岐公立病院事業といたしましてはゼロでございます、かたばる病院事業費といたしましては3,000万計画をいたしております。予定支出の各項の経費の金額の利用でございますが、壱岐公立病院事業といたしましては、収益的収入の項款の流用、資本的収入の項款の流用ということでございまして、かたばる病院も同じでございます。

議会の議決を得なければならぬ流用することのできない経費といたしましては、次に掲げております職員給与費、公立病院の場合は8,467万1,000円、公債費30万円といたしております。かたばる病院事業費用では、職員給与費が2,198万3,000円、公債費8万4,000円でございます。棚卸資産購入限度額でございますが、これは壱岐公立病院の場合は5,454万3,000円計上いたしております。かたばる病院事業費用では425万8,000円でございます。

以上、3月分の暫定予算の御報告でございます。予算に関しまして、次は説明を主なところだけさせていただきますと思います。

5ページをお開きください。平成15年度のこれは暫定の予算実施計画書でございますが、収益的収入及び支出でございます。収入の部でございますが、壱岐公立病院の事業収益2億2,124万8,000円、入院収益といたしまして1億62万9,000円、これは1日平均患者数142人、そして1日1人当たり診療費2万2,860円といたしております。これは当初4月の計画どおりでございます。外来収益6,863万2,000円も、これも1日平均患者数400人、1日1人当たりの診療費7,460円で計画いたしておりますけれども、これも当初計画どおりで計上いたしております。

次に2の医業外収益でございますが、負担金交付金でございます。2,379万8,000円、一般会計の負担金でございます。運営費のこれは必要経費の一般会計の繰り出し基準に基づく繰り入れでございます。それから5の補助金でございます。2,250万9,000円、これは県の補助金でございます、救急輪番制の病院の補助金でございます。

次9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございます。壱岐公立病院資本的収入3,270万円、2、出資金2,265万8,000円、一般会計への出資金でございますけれども、厚労省財務局の繰り出し基準に基づき必要経費の3分の2を壱岐市から繰り入れております。4の補助金でございますが1,004万円でございます。これは壱岐公立病院の移転新築工事に伴います補助金でございます、感染症の補助金また精神病棟の施設整備資金の補助金のおおのの補助金でございます、進捗率の10%に相当する分でございます。

11ページをお開きください。平成15年度の彦岐公立病院事業の暫定資金計画書でございますが、受け入れ資金といたしまして6億7,304万5,000円計上いたしております。一時借入金はございませんで、支払い資金といたしまして2億1,752万6,000円でございます。差し引きといたしまして4億5,551万9,000円、これは現金にかわるものでございまして、平成16年の3月31日現在末の現金預金高と予定貸借対照表の数字と一致するものでございます。

それから15ページをお願いいたします。これは貸借対照表でございますけど、平成16年3月から平成16年3月31日まででございます。1そして2でございますが、流動資産でございます。現金、預金4億5,506万9,152円というふうに、一応予測を立てておるところでございます。これは資金計画書、先ほど申し上げました、一致するものでございます。

17ページをお願いいたします。剰余金でございます。(2)の欠損金でございますけれども、当年度未処理欠損金といたしまして3億1,576万568円でございます。これは収益的収入の当期純利益、いわゆる予備費でございますけれども2,944万1,000円と計画いたしております。したがって、前年度未処理欠損金から減額いたしますと3億1,576万568円と予測を立てておるところでございます。言いかえれば、これは累積欠損金にかわるものでございます。

次のページ、18ページをお願いいたします。平成15年度彦岐市かたばる病院事業会計暫定予算の実施計画書でございます。かたばる病院も3月1日から独立採算制の企業体といたしましてスタートいたしておるところでございます。経営内容につきましては、非常に厳しいものがございます。本来なら赤字予算の計上となるところでございますけれども、経営上、赤字予算だけは適当ではございませんので避けております。公共性から見ましても、企業の経済性が十分発揮できますよう、今回の収支計画も一応は均衡を保って計上いたしております。

では、収益的収入及び支出、収入でございますけれども、2のかたばる病院事業収益4,131万6,000円、入院といたしまして2,436万2,000円を計上いたしております。それから外来収益でございますが265万6,000円を計上いたしております。2の医業外収益でございますが、3の負担金交付金、一般会計への負担金といたしまして1,330万6,000円、内訳といたしまして、通常の繰り出し基準に基づくものを225万7,000円計上いたしております。あと運営費の負担金といたしまして1,104万9,000円、市より補てんをいただいております。

次のページの支出でございます。2のかたばる病院事業費用でございますが4,131万6,000円、給与費2,198万3,000円、これは事業費に対します60%を示す、非常に厳しいものでございましょう。

23ページをお願いいたします。平成15年度、これは資金計画書でございます。受け入れ資金といたしまして4,468万5,000円でございます。一時借入金、予算書の中では3,000万をお願いいたしておりますが、2,000万、一応借り入れることを計画いたしております、支払い資金といたしまして4,318万9,000円、差し引き149万6,000円といたしております。

29ページをお願いいたします。これは平成15年度かたばる病院事業会計の貸借対照表でございます。平成16年3月1日でございます、これは国立病院の医療と同時に固定資産の財産といたしまして受贈をいたしております。また、ほかに流動資産とか流動負債、いろいろございますけれども、受贈はほかには一切受けておりません。この分だけでございます。資産の部でございます、壱岐固定資産、有形固定資産といたしまして、土地、立木、建物、構築物、機械備品、車両といたしまして、有形固定資産、また固定資産合計といたしまして4億3,740万709円受贈いたしております。この分を資本剰余金の方に受贈、財産評価額といたしまして同じく4億3,740万7,009円受贈いたしまして、計上いたしておりますところでございます。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 承認第17号平成15年度壱岐市水道事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明いたします。

予算書1ページをお願いします。専決第17号平成15年度壱岐市水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによります。業務の予定量として、給水戸数2,560戸、給水人口は6,963人でございます。給水区域は武生水、渡良地区が主な区域です。年間総給水量9万3,000トン、これは1カ月分を計上しております。

収益的収入及び支出につきましては、12ページから御説明いたします。収益的収入、水道事業収益、主なものは給水収益、水道使用料1,300万円、1カ月分を計上いたしております。

次に14ページ、15ページ、支出でございます。1目の原水及び上水費、主なものは動力費の200万円でございます。

次に16ページ、17ページ、3目の総係費、これは行政職3人の人件費が主なものでございます。4目の減価償却費、これは1カ月分335万8,000円を計上いたしております。

18、19ページです。2項の営業外費用、主なものは企業債の支払い利息424万1,000円です。

次に、20ページ、21ページ、資本的収入、工事負担金449万円、これは県道改良工事に伴う配水管の移転補償費でございます。

22ページ、23ページ、資本的支出、建設改良費で工事請負費1,229万円、これは県道

道路改修、下水道工事に伴う配水管の布設が工事費でございます。

次に、企業債の償還金376万6,000円を計上いたしております。

2ページに戻りまして、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として職員給与費178万8,000円を計上いたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 承認第18号町の新設についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明を申し上げます。

壱岐市設置に伴いまして、町の新設につきましては地方自治法第260条の規定に基づきまして、市町村の区域内に町もしくは字の区域を新たに画しようとする場合は、議会の議決を経てこれを定め、知事に届けなければならないとなっておりますので、壱岐市設置に伴い、合併協議結果に基づきまして字は変わりませんが、壱岐市の下に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町をそれぞれ新設の要望があり、3月1日付で専決処分を行ったものでございます。御承認のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。再開は16時25分とします。

午後4時13分休憩

.....
午後4時24分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

総務部長どうぞ。

総務部長（澤木 満義君） 承認第19号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを御説明いたします。

本案件は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成16年3月1日から県内の市町村で共同処理する長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合に加入するため専決処分を行ったものであります。

なお、本案件と次の承認第20号は、旧郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の昨年9月の議会定例会におきまして、4町が2月29日限りで廃止されることに伴い、それぞれの町で加入していた同組合からの脱退について議決をいただきましたが、今回壱岐市として3月1日から加入するため専決処分を行ったものでございます。御承認方をお願いいたします。

次に、承認第20号長崎県市町村総合事務組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明をいたします。

本案件は、地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、平成16年3月1日から県

内の市町村で共同処理するため長崎縣市町村総合事務組合に加入するため専決処分を行ったものでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

市民生活部長（布川 昌敏君） 承認第21号につきまして説明申し上げます。

長崎県離島医療圏組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、長崎県離島医療圏組合への加入について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求め。平成16年3月8日提出、壱岐市長職務執行者。

これの内容につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、離島医療圏組合の規約第4条に規定をいたします8項目の事務を共同処理するために長崎県離島医療圏組合に加入することとし、その専決処分を行ったものであります。したがって、ここに承認を求めのものです。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 承認第22号公平委員会の事務の委託について専決処分を報告し、承認を求めることについて説明をいたします。

本案件は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、平成16年3月1日から長崎県に公平委員会の事務の委託を行うため専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第23号指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて説明をいたします。

本案件は、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、壱岐市の公金の収納及び支払いの事務について、株式会社十八銀行を指定して、平成16年3月1日からその事務に当たらせるため専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 承認第1号壱岐市役所の位置を定める条例ほか234件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから承認第23号指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることについての23議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第23号までについては、委員会付託を省略することに決定されました。

日程第24．議案審議（質疑・討論・採決）

議長（瀬戸口和幸君） 日程第24、これから議案に対する審議を行います。

承認第1号から承認第23号まで23議案を議題とし、これから順に質疑、討論、採決を行います。

承認第1号壱岐市役所の位置を定める条例のほか234件の条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

質疑ありませんか。45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） 二、三につきまして確認をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

305ページ、証紙の件でございます。証紙の販売につきまして、各支所でということにたしかなくてみたいでございますけれども、4条ですかね、証紙の売りさばきは壱岐市市役所、各市役所窓口で行うと、こういうことになっておりますけれども、出張所についてはどんなになるのかということを確認をしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長職務執行者。

市長職務執行者（山口 銀矢君） 質問に対します答弁につきましては、関係部長及び課長にいたさせます。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 45番議員にお答をいたします。

証紙の売りさばきにつきましては、支所窓口ということになっておりまして、各出張所等につきましては、売りさばきを行わないということで調整をいたしております。

議長（瀬戸口和幸君） 45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） この合併につきまして、いろんな論議をしてきたところでございますけれども、住民サービスを低下させないということが最大の御意見として多く出てきたところでございますけれども、その各出張所でそれを取り扱わないということは、非常に住民の方がお困りになるような気がするんですけれども、そこら辺はいかがでしょうかね。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 各出張所につきましては、現金納付で行っていただくということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） その支所、出張所については、その現金扱いというようなことにするというようなことでございますけれども、この条例からしますとちょっとそこら辺が非常にこう理解しにくいようなところがあるわけでございます。私は、そのように非常に困ったもの

だなどいような意見を持っておるところでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長職務執行者。

市長職務執行者（山口 銀矢君） 暫時、5分間ぐらい休憩をお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 休憩します。

午後4時35分休憩

.....
午後4時37分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 45番議員にお答をいたします。

先ほどの証紙の徴収条例につきまして、出張所には置かないということで申し上げました。条例第4条の中には、各支所窓口で扱うというふうになっておりまして、各出張所につきましては、それぞれ資金前渡でもって支所にも前もって準備をしておくということで、売りさばきは支所のみになりますよと、それで出張所の方には資金前渡でもって準備をしておくということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 会議規則第56条の規定により、質疑の回数が3回を超えますが、ただし書きの規定により、特に許可いたします。45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） ちょっと理解がよくできなかったと思われまますので、もう一回確認だけしときます。

出張所では売りさばきはしないけれども、出張所には準備しておくということですね、そういう答弁ですね、わかりました。

議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 専決の条例の中で条例第60号ふるさと市町村圏にかかわることと、御承知のようにこの5年間町村組合議会の中で問題がいつも出まして、3年前から島内で行ってありましたサイクルフェスティバル、これの果実が底をつきまして、そして同時に、この年限が10年であったために、もう既に最初の10年間の期限が平成15年で切れるわけで、御承知と思いますが、各町2億2,500万を拠出して9億をつくり、そして1億は県が助成をしたと、その元金が10億。ところが、金利の低下によりまして、その果実で行う事業、地域浮揚の事業ができない状態になっております2年前から。で、参加者にも負担をしていただくようになりまして、将来基金の取り崩しを図るべきだということで組合議会でもやられてきたわけですが、結局基金を取り崩して、そしてやるべき事業に果実で足りない分は基金を取り崩してやってよしいということまではわかっておるわけですが、総務部長が説明の中で言われたようにい

る。いろいろ今まで問題がありましたし、今後市としても早急に基金を取り崩せる方向で検討を願いたいと、そういうふうに思います。

それと、サイクルフェスティバル事業について、以前は、出発当時は、4町それぞれに事業を行ってあったのにも助成をしていたわけですが、現在のところサイクルフェスティバル一本に絞られてきたという経緯もあります。したがって、議会でもこのことは検討課題であるというふうに考えますので、議長よろしく願いをしておきます。答弁は要りません、あればいただきますよ。

それと、条例第104号、同じく197号、201号、202号、208号、これはいわゆる下水道の処理にかかわる条例であります。説明の中で、理事者は公共下水道と環境集落下水事業、その対比をしながら将来は住民負担をなくしていく方向で考えたいというふうに言われましたが、私は勉強不足で都市計画法の設置が何のためにやられたのか、これには旧郷ノ浦町だけがその指定された計画区域に入っていたわけですね。そうすると、集落環境と都市計画法に基づく公共下水道の工事を負担金なしでやるという方向は、非常に私は問題があると思いますよ。

つまり、その恩恵に属さない住民もその経費の負担を強いられる、そういう結果が生まれしないですか。それと、郷ノ浦町が合併協議会で4町合意の上で承認をされた都市計画税を廃止をされている。これはちょっとおかしいですよ、今後も問題となります、当然私は問題にいたします。なぜかという点ですね、国が定めた土地計画法の中で公共下水道等の工事を行う場合には、それなりの地域の住民負担は付随のものであります。

したがって、公共下水道に対する郷ノ浦町がおやめになった、廃止された税です。これは、目的税であるわけです、ほかの方面には使えない税金なんで、そういうものを私は今度の一般質問の中でやりますが、私もそれなりに資料を求め、勉強をして質問をしたいと思っておりますが、そこら辺の合併協議の中でもう今まで経緯は要りませんが、今部長さんたちが答えられた、考えられて説明をされた集落環境整備事業、これは漁村と農村とあるわけです。それは同じではないわけですね、多少の違いはあります農村と漁村の場合は。

それと、公共下水道との違いは、これも議長各所管委員会で十分検討をしていただかないと何のために合併したかわからんごとなりますよ。そこら辺を、きょうは時間もありませんから、このくらいでとめますが、十分検討をしていただかないと困ると私は思います。答があればいただきますが、なければいいです、きょうの条例や何やは認めんちゅわけいかんですけんね、それはわかっておりますが、今後の課題としてはっきり申し上げておかなければならない、私はそう思います。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。53番、品川議員。

議員（５３番 品川 洋毅君） 第１号の壱岐市役所の位置を定める条例、この中に住所、番地が明記してございます。ここが、今度からの庁舎になるわけですけれども、私たちは本庁舎という考え方でいいのかどうかお尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） ５３番議員にお答えをいたします。

庁舎の事務所の位置ということで、地方自治法の中でなっております、現在の郷ノ浦町本村触６８２番地ということで定めておるところでございます。本庁舎の位置としてとらえられて結構でございます。

議長（瀬戸口和幸君） ５３番、品川議員。

議員（５３番 品川 洋毅君） ここを本庁舎とするとなると問題が出てきます。今後ですね、この暫定予算の中にも仮庁舎としか書いてないんですね、工事何かに関すると。費用となると、経費その他になると本庁となっております。そこら辺の兼ね合いをぴしっとしておかないと、これは将来大きい庁舎の位置がここで決定すると大きい問題になってきますよこれ。だから私は確認のためにお尋ねをしておりますけれども、御答弁がありましたら賜りたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） お答えをいたします。

地方自治法の第４条の中で地方公共団体の事務所の設置という条項ございまして、その中で定めるようになっておりますから、一応現在の先ほど申し上げました本村の６８２番地を本庁舎というふうに位置づけております。当然、今後また変更となりますとこの議決ということが出てまいるわけでございます。

議長（瀬戸口和幸君） ５３番、品川議員。

議員（５３番 品川 洋毅君） ただいまの事務所のということでございますけど、私ども一般から見ますと市庁舎というのは、事務所と言うよりも庁舎としか見ないわけですね、そこら辺の考え方を私お尋ねしてるつもりですね。一般の住民の人が、もうあそこが本庁舎と思ってるんですよ。しかも、都合のいい部分には仮庁舎、都合のいいときには本庁舎と、私はこれ非常に大事な問題だと思って、私、私なりに思っております。自治法としてはそうっておるのか知りませんが、この条例を変えると、将来的に変えるといいましてもそう簡単には変えられませんね。

それから、例えば庁舎を新しくする、どっかにつくるといってもこれだけの議員の、この当時、このままの議員であるならば、４分の３以上の議決が必要になります。言うとなんか、４、３名の議決がないと、違いますか、ああそうですか、それなら失礼いたしました。私の考え方はそういうことで、きちっとした作り方をこの条例でしておかないと将来に禍根を残すことに

なるということを申し上げておきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） この際お諮りいたします。本日の会議時間を本日の議事日程が終わるまで延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、本日の会議は本日の議事日程が終わるまで時間を延長します。

22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 第1条に、関連なんですけども、条例の関連なんですけども、合併に伴いまして新しい市章というのができたと思うんですけども、そういった市章の取り扱い等を含めた条例を制定する必要があると思いますけども、今後そういった条例をつくれる予定があるのか、またはないのかよろしくお願ひします、お答えください。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 市章につきましては、条例ではございませんで、告示でもって告示をいたしております。条例事項にはならないと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 条例にならないということは、まあ肖像権等含めて勝手に使っていていいということですか、そういった取り決めをしとかなないと今後いろんな部分で問題が出てくるんじゃないでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 先ほど申し上げましたように告示第1号で吉本市章の制定ということであつておるところでございます。この市章を他に使ってはならないということにならないと思いますし、当然吉本市の看板とは言いながらも広く市民が使われることには制約はできないというふうに思います。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。35番、長岡議員。

議員（35番 長岡 末大君） この条例は、すべて合併協議会の中でつくられたものであって、今の議員の皆さん方すべてが知ったわけじゃないようでしたね。いわゆる今後の市の運営の中でまずい条例については、やはりやりかえるべきであると私はこう思うわけですたいね。やっぱりいいものをすべて取り入れると、だからそれは随時やはり、これはまずいなというときはやりかえるべきであるというふうに考えますから、その辺の確認をしてみたいと思いますが。

議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

総務部長（澤木 満義君） 35番議員にお答えをいたしますが、当然議員仰せのように不都合

なところがあった場合には、当然改正をしていくことになると思いますし、今現在ございました旧4町広域にございました条例をもとに調整をしてつくったわけでございます。よりよい方向で十分検討はしていくべきと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。59番、立石議員。

議員（59番 立石 一郎君） 壱岐港湾施設管理条例、753ページ、岸壁係船料、係料1回までは50トン以上、ネット越え50トン以上の船舶が1トンにつき320円になっておりますが、徴収するのは重要港湾のみか、それとも地方港湾も同様であるかをお伺いをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） お答えをいたします。

この条例につきましては、郷ノ浦港湾だけの条例でございますので、郷ノ浦港についての料金でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） そのほかの港につきましては、漁港については漁船の、漁港の使用料で徴収をするということになります。（「印通寺」「漁港ではないですよ」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 重要港湾は県管理でございますので、今条例は別に設けておりませんということでございます。

議員（59番 立石 一郎君） それ理解しております、終わり。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。13番、山下議員。

議員（13番 山下 澄夫君） きょうの議題とは関係ないんですが、石田小中学校の名板のことで、学校の門にある名板のことでお尋ねします。

まだ石田町立石田小学校、中学校とか筒城あたりなってますが、間もなく卒業式、入学式がありますので、名板の変更はされるんでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） まあ、議題以外でございますが、教育次長。（「議長、議案を審議しよるとですから」と呼ぶ者あり）

13番議員、その件については後の機会に質問していただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） 予算の専決問題は、専決処分されてるのは結構というか、それで承認されれば結構ですけど、これの監査はどなたがされるわけですか、ちょっとそれだけはお伺いしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 31番議員、今予算についての議題でございますので、後ほどお願いします。

議員（31番 江川 漣君） 専決処分は結構です、3月専決処分されておるとでしようけど、その監査はどなたがするのか、それはちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 先ほど申し上げましたとおりでございますので、別の機会にお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 他に、ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、承認第1号については承認することに決定しました。

次に、承認第2号平成15年度壱岐市一般会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、承認第17号平成15年度壱岐市水道事業会計暫定予算についての専決処分を報告し、承認を求めることについての暫定予算関係を一括議題とします。

質疑ありませんか。14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） これは、一般会計から特別会計まで関連するわけですが、今度の議案の中に説明が、項で説明がされております。節の説明で今後お願いをしたい、これは要望しておきます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） では、ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第2号から承認第17号までを一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第17号までを一括採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、承認第2号から承認第17号については承認することに決定しました。

次に、承認第18号町の新設についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑ないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、承認第18号については承認することに決定しました。（発言する者あり）したがって、承認第18号については承認することに決定しました。

次に、承認第19号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑ないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、承認第19号については承認することに決定しました。

次に、承認第20号長崎県市町村総合事務組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数でございます。したがって、承認第20号については承認することに決定しました。

次に、承認第21号長崎県離島医療圏組合への加入についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、承認第21号については承認することに決定しました。

次に、承認第22号公平委員会の事務の委託についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、承認第22号については承認することに決定しました。

次に、承認第23号指定金融機関の指定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、承認第23号については承認することに決定しました。

日程第25．議会閉会中の継続調査の件

議長（瀬戸口和幸君） 日程第25、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了しました。

閉会に当たり、市長職務執行者よりごあいさつがあります。職務執行者。

市長職務執行者（山口 銀矢君） 閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、いまだかつてないような合併に伴います専決処分案件を条例の制定 2 3 4 件を含めましたあまたの議案を提案いたしましたところ、午前 10 時開会以来、今まで延々と長時間にわたって御審議をいただきましたことありがとうございます。すべて提案いたしました案件を全員御承認を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これで、けさほど申し上げましたように執行と議会とがそれぞれの立場、立場で取り組んでいく姿勢が本日立派にできたわけでございます。これからひとつ、本日の出発点を起点として皆さん方とともに力を合わせて新生壱岐市の発展のために尽くしたいと思っております。本日の審議の中でお寄せいただきました御意見等につきましては、十分これから内部的に検討いたさせまして、これからの市政執行に反映できるように努力をいたしたいと思っております。これからもひとつ御指導方をよろしくお願い申し上げましてお礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（瀬戸口和幸君） これをもちまして、平成 16 年壱岐市議会第 1 回臨時会を閉会します。御苦労さんでございました。

午後 5 時 14 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 立石 一郎

議 長 瀬戸口 和幸

副 議 長 深見 忠生

署名議員 小金丸 益明

署名議員 深見 義輝